

令和4年 第108回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和4年6月21日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和4年6月21日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

|         |          |
|---------|----------|
| 1番 小島義次 | 7番 松岡宣彦  |
| 2番 木村秀幸 | 8番 藤森正晴  |
| 3番 澤田俊一 | 9番 藤原資広  |
| 4番 廣納良幸 | 11番 栗原廣哉 |
| 5番 安部重助 | 12番 小寺俊輔 |
| 6番 吉岡嘉宏 |          |

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主査 ..... 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

|                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 町長 ..... 山名宗悟                | 建設課長 ..... 野崎直規                 |
| 副町長 ..... 前田義人               | 地籍課長 ..... 藤田晋作                 |
| 教育長 ..... 入江多喜夫              | 上下水道課長 ..... 谷総和人               |
| 総務課長 ..... 岡部成幸              | 健康福祉課長 ..... 桐月俊彦               |
| 総務課参事兼財政特命参事<br>..... 黒田勝樹   | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事<br>..... 木村弘美 |
| 住民生活課長 ..... 平岡民雄            | 会計管理者兼会計課長<br>..... 北川由美        |
| 住民生活課副課長兼防災特命参事<br>..... 井出博 | 町参事兼病院副院長兼事務長                   |

|                       |      |                |
|-----------------------|------|----------------|
| 農林政策課長                | 前川穂積 | 春名常洋           |
| ひと・まち・みらい課長           |      | 病院総務課長兼施設課長    |
|                       | 真弓憲吾 | 井上淳一朗          |
| ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 |      | 教育課長兼給食センター所長  |
|                       | 石橋啓明 | 高橋宏安           |
|                       |      | 教育課参事兼社会教育特命参事 |
|                       |      | 宮本公平           |

---

### 午前9時30分開議

○議長（小寺 俊輔君） おはようございます。それでは再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第108回神河町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日、長井税務課長から、親族葬儀のため欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、6番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏でございます。それでは、アクリル板がありますので、マスクを外させていただいて一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1つ目、インターネットの速度の話、質問であります。

1つ目、神河町インターネットの動作環境は速くならないのかということで、町のケーブルテレビが運営をしています神河町インターネット接続サービス、これはケーブルテレビに加入している世帯の人は町のインターネットサービスが使えるということで、公営のインターネットサービスが使えて、月額2,500円で料金も安くて重宝を私はおはしておりますけれども、欠点がございます、これは私の友達であるとか、あるいはケーブルテレビアンケートというのがありまして、そこでも出ておったんですけれども、夜になると操作が遅くなる、例えばヤフー、ヤフーの画面を見て最新のニュースを見たり、夜6時以降、家へ帰ってから見たり、ユーチューブで映画のようなものとか昔のドラマとか見ておると、昼間は全く問題ないんですが、夜になると、今言いましたユーチューブで映画を見ると、途中で止まっちゃうんですね。非常に夜になると不便、これはもうぜひ改善してもらわなあかんというふうに思ってますけど、これらについて当局のほうもアンケートを取られて重々分かっておられると思っておりますので、その辺の対処方法を考えておられましたらよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

アクリル板でございますので、マスクを外させていただきます。

昨年11月に4期目の町政を担わせていただくことになった際に、神河町これからの4年間の指針として、引き続き地域創生事業の推進を掲げています。そして24項目の公約として、企業誘致の推進と兵庫情報スーパーハイウェイの活用による在宅ワークや企業支援を進めるとしてあります。これらの重要な事業展開には、当然インターネット環境の改善は必要不可欠であると考えています。

そのため、神河町が行っているインターネットの速度が遅い件につきましては、私といたしましても早急に改善を図らなければならないと考えております。ケーブルテレビ担当の総務課で改善の準備を進めていますので、詳細につきましては総務課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。おはようございます。それでは、吉岡議員の御質問の詳細説明をさせていただきます。

神河町のインターネットサービスにつきましては、令和元年4月以降、業務を株式会社サルードに委託し、民間事業者によるインターネット業務を行っています。町といたしましては、月に1度、ケーブルテレビ業務とインターネット業務について各事業者と

業務運営の報告、打合せ等を行っております。

インターネットの利用については、新型コロナウイルスが蔓延して以来、日本だけではなく世界中でインターネット利用が増え、国内においても全国的にどのエリアでもどのプロバイダーでもインターネットが混み合って遅くなっている状況であり、当町のインターネットサービスも同様の状況でございます。また、町長の答弁にありましたとおり、神河町の今後の重要な事業展開として、企業誘致やコワーキングスペース、ワーケーションの取組など、インターネット接続が必要不可欠であり、そのためにインターネット環境の改善は重要な課題であると考えております。

そこで、吉岡議員御質問のインターネット速度の改善でございますが、インターネット事業を委託している事業者、これは株式会社サルードでございますが、改善方法の提案をお願いをいたしております。当初予算には間に合いませんでしたが、具体的な協議を現在行っております。

インターネット事業については、町の光ファイバー設備を民間事業者に貸し出すことにより民間事業者が運営を行っております。そのため、インターネットサービスは町が直接行っているわけではありませんので、受託事業者がやらなければならないこと、また、設備の所有者として町がやらなければならないこと、これを分けて検討を進めております。

町が行わなければならない改善といたしましては、設備の更新であります。現行の光回線設備ではこれ以上の改善ができないために、もう1ランク速い規格の設備に更新をしなければならないことが分かっております。その整備費について、現在、事業者に提案をしていただくよう御依頼をしております。

また、受託事業者の検討事項といたしましては、神河町までの光回線の確保と上位プロバイダーの契約、そして利用者の料金について検討していただいております。これらの点につきまして具体的な提案が出てきましたらば、町の負担分の予算化も含めて検討し、改善を進めてまいります。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。説明ありがとうございます。さっきも私が話をしましたように、ケーブルテレビアンケートを取ったと、これは無作為抽出です。来ている家もあり、来てない家もあります。たまたま私の家には来てました。夜、速度が遅いって僕は書いて出しました。その集計結果を見せてもらったら、26.1%の方が動作環境が夜になると遅い、私と同じ思いでありました。その他の意見という欄がアンケート報告にあり、それを見ると、遅いので他社に乗り換えましたという意見もあります。

よく言われている他社、民間、役場じゃない会社、プロバイダーというんでしょうけども、NTTのやっておられるフレッツ光、また、関電グループのやっておられるe o

光というのが民間では有名と思うんですけども、インターネットを使うときの速さ、これは町のインターネットサービスと比べてどれくらい速くなるのか、また、料金は町は月額2,500円のサービスですけども、今言いましたNTTとか関電に替えると料金はどんなものなのかなというふうに思います。よろしく回答をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。今、吉岡議員のお問合せの民間事業者による料金と速度の件でございますが、この段階で今かちっと調べたものはありませんが、私の家庭で入っているe o光の料金でいいますと、5,500円程度だろうと思います。もう御存じの方もいらっしゃると思うんですが、民間サービスは速度の違いといいますか、例えば1ギガサービスであったりとか10ギガサービスであったりとかというように、ランクを分けて料金も違うんですが、速度も違うというようなサービスを行っておられます。先ほど言いました私の場合は5,500円程度ということですが、速度につきましては、私の経験知から言いますと、大体遅くて20メガあたりから100メガあたり、その辺りではなかろうかなというように考えております。

神河町の速度については、先ほど吉岡議員言われましたように、昼間については20メガ以上の速度も出ておるとは思っておりますが、どうしても利用者が増えている夜間については、砂時計マークが回って動かないというようなことも出てきているように私もお伺いしておりますので、何とかそこのところを早急に改善するように、先ほど答弁させていただきましたが、事業者からの提案を受けて改善をしていきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。もし具体的に、どんな方法で解消するんだという基本案ができてましたらお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ありがとうございます。今現在予定をしておりますというか、こちらのほうで考えておりますのは、先ほど吉岡議員の質問の中でアンケートの件も出てきたと思いますが、このインターネットの利用者へのアンケートの中で、どうしても現在の速度で問題ない、要は料金を高くしたくないと言われる方もいらっしゃいましたし、それから吉岡議員のおっしゃったように、どうしても遅くなる時間帯で問題があると、料金を少々上げても速くしてほしいという御意見もあったというようなことで、それを重点的に考えますと、神河町においても速度差のサービスをやったほうがいいのではないかなというようなことを考えております。

それから、もう1点は、神河町、今現在のサービスでございますが、全員一律のサービスということで、全体の底上げをする、要するに神河町の大本のインターネット契約を倍増させて全体の速度を上げていくというようなことの今二方向で考えております。ただ、速度差をつける部分におきましては、どうしても機材費といいますか、設備にあ

る程度の投資といえますか、高い投資が必要になってこようかと思っておりますので、その辺りを含めて投資と効果を検討した上で最終的に決定をしていきたいなというように思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。解消として、少々料金が高くなっても速いほうがよいと言う人については、その人の料金だけは少しは高くはなるけども、その方法があるというのと、全員一律、月額2,500円からそれをアップして全体の底上げをするという、この2本立てで考えているということで検討していただいて、ありがとうございます。

先ほど総務課長のほうの詳細説明聞いておって分からんことがあったんで、ちょっとお尋ねします。

説明してもらった後ろのほう、今、回答書をもらっただけですけど、回答書の9行目、後ろから9行目の回答書、こういう説明でした。「また、受託事業者の検討事項として、神河町までの光回線の確保と、上位プロバイダーの契約、そして利用者の料金について検討をしていただいています」、さっき言われたことなんですね。ちょっと私、こういうことをもう一つ疎いんですけども、インターネットに弱いんですけど、神河町までの光回線の確保ということを言われてますけども、素人考えで悪いんですけども、光ファイバーは全町、上小田も川上も新田も寺前も福本も粟賀も全部通うと思うんですけど。この光回線を確保してあるのに、なぜ「神河町までの光回線の確保」というこういう表現が出るんか、素人考えで申し訳ないんです。これ詳しくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ありがとうございます。ちょっとこちらの説明も言葉足らずだったかなと思っておりますが、まず神河町までの光回線の確保ということでございますが、この神河町内の光回線につきましては、町の公設の部分、町が設営した部分ということで全町光ファイバーを張り巡らせております。株式会社サルードあるいはケーブルテレビ局でもいいんですが、インターネット事業をやるためには、神戸や大阪のほうのプロバイダー業者との契約をして、神河町までインターネット回線を引いてくるということが必要になってきます。それは上位プロバイダーという言い方をするんですが、こちらのすぐのプロバイダーについてはサルードさんですが、サルードさんがさらに上のプロバイダーさんとの契約をする。そのさらに上のプロバイダーさんというのは神戸や大阪に拠点を持っておられますので、そこから神河町までの光ファイバーを引いてこないといけないと、その回線の確保という意味でこのように書かせてもらっております。

それから、上位プロバイダーとのインターネット契約をするわけですが、当然私たちがケーブルのサルードさんとの契約があると同じように、サルードさんは上位プロバイダーとの契約もございます。それは1ギガ何百万円になるんだろうと思うんですけど

も、そういった契約がありますので、その契約の回線速度を見直すと、その契約も見直していただくと、そういった事務的な手続も必要であるというようなことがあるというように私のほうは書かせていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。町までの光回線の確保、分かりました。神戸、大阪等のサルドより上位のプロバイダーと契約するとき、神河町までの光回線の確保が要るということで、よく分かりました。

あと、答弁でもう一つ分からへんかったんが、今の神河町、インターネットを見とるときの速度、20メガから100メガの間で、昼間は20メガぐらいの速度だろうという話を総務課長のほうから聞きました。だから、これも僕がもう一つこの方面弱くて申し訳ないんですけど、僕が知っとる限りの話でいうと、神河町のインターネットの速度を保障できるんは、1ギガまでいけるということやと思うんですね。20メガいったら単位的に桁が1つ低くなると思うんですが、1ギガの速度で出したら速くて、よその会社に世話にならなくてもいいのに、何で20メガしか出てないのか、これが分からないんです。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

インターネットの速度というのは、ベストエフォート、今の民間でといいますか、私たちが一般的に加入するプロバイダー契約もそうなんですけれども、ベストエフォートという契約をさせていただくことが多いです。ベストエフォートというのは何かというと、最大値1ギガ出ますよということの契約ということになります。私たちが一般的に契約させていただくところ、神河のケーブルテレビもそうなんです、上位回線との契約が1ギガあるという中で、神河町内で何件の契約があるかは分かりませんが、お一人でお使いになった場合は、直接その1ギガ契約がそのまま使えるということで、最大値、少しはロスもあるんでしょうけれども、机上の論理としては1ギガの速度が出るということになります。

ただ、それが10人、20人、30人、100人、200人というようにどんどん増えていきますと、同時に何人使われるかによって速度が分配されていきますので、1人当たりの速度というのはある程度下がってくると。それが今度、実行速度といいますか、実際、家で家庭で測った速度によりますと、大体そんな20メガであったりというようなことになってくるんだと思っておりますが、そういう構造のものだと御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。私は単純に1ギガあるから、例えば3,000世帯入っておれば3,000世帯とも1ギガで、速い速度で見れるもんや

とばかり思っておりました。ところが、同時に大勢の世帯が見てやから、それは分配する、分配すると速度は遅くなる。非常に分かりやすい説明で、ありがとうございました。これで納得をしました。夜間の速度の遅いことについて、執行部としても、サルードと交渉を進めていただいて、早くこういう解消を、快適な生活ができるようによろしくお願ひしたいなと思ひまして、①番の夜間遅くなるの質問は終わります。

同じくインターネットの関係で②番であります。兵庫情報スーパーハイウェイ事業との関係はについて、どういふものかお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの1番目の質問と重複する部分がございますが、この件につきましても町長選挙後の4期目の町政を担うに当たりまして、兵庫情報スーパーハイウェイの活用による在宅ワークや企業支援を進めることを目標に掲げています。兵庫情報スーパーハイウェイ事業は兵庫県の事業でありまして、兵庫県内にある企業が東京にある本社や支店を光回線をつなぐことにより社内ネットワークとして利用できるもので、兵庫県の企業誘致のための施策であります。したがひまして、議員御質問の神河町インターネットサービスと兵庫情報スーパーハイウェイとは別のサービスとなります。

しかし、神河町においても、兵庫情報スーパーハイウェイを活用することにより東京周辺の企業の誘致が可能であると考えていますので、神河町にとりましても重要な県のサービスということになります。今後も、このような県の事業も活用しながら企業誘致を進めてまいりたいと思ひております。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、吉岡議員の御質問の詳細説明をさせていただきます。

まず、兵庫情報ハイウェイ事業でございますが、先ほど吉岡議員の質問の兵庫情報スーパーハイウェイというのと兵庫情報ハイウェイというこの2つの事業がございます、少しちょっとややこしいので、最初に御説明をさせていただきますが、兵庫情報ハイウェイ事業につきましては、これも兵庫県の取組でございます、これは県内の全域に光ファイバーでネットワークを構築をして、民間事業者や官公庁が利用できる光回線サービスということになってございます。神河町は、この制度を利用してインターネット接続やL G W A N、国と自治体を結ぶ専用回線にも利用をさせてもらっております。

一方、議員御質問の兵庫情報スーパーハイウェイ事業でございますが、先ほど町長のほうが申し上げましたとおり、兵庫県、兵庫県でいいますと神戸になるんですが、神戸と東京を光回線をつなぐことにより、兵庫県内にある事業所が東京の本社または支社との接続を光回線をつなぐことによりまして、社内ネットワークを構築できるものでございます。例えば役場の本庁と役場の神崎支庁舎は離れておりますが、光回線をつないで



いることから役場内のネットワークとしてコンピューター端末や職員のパソコンも同一のネットワークとして利用をできております。このようなことが、東京と兵庫県の事業所においてできるサービスというのが兵庫情報スーパーハイウェイという事業でございます。

このサービスを兵庫県が行っているため、民間サービスと比べて利用料が安く、最大で9割安く接続できると兵庫県はPRをしていますが、これに加えて、神河町内に立地をしようとする企業が、先ほどの県内の光回線で結ぶ兵庫情報ハイウェイなどの光回線を利用すること、そして兵庫情報スーパーハイウェイを併用することによって東京本社と支店との社内ネットワーク環境ができるということになってございます。東京に本社があるような企業や事業所が神河町にサテライトオフィスを設立しようとした場合には、このようなサービスが非常に有効であると考えます。今後も、兵庫県のこのようなサービスを活用しながら、また、町内のインターネット環境の改善も図りながら、引き続き企業誘致等を進めてまいりたいというように考えております。

以上、吉岡議員の詳細説明とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。この兵庫情報スーパーハイウェイ事業というのは、私の認識、これは町民が各家庭で使うものではなくて、企業で利用するものですよと、民間の一般家庭に貸し出すものではございませんということ、確認ね。2つ目、例えば兵庫県でいうと、有名な淡路市にパソナグループが来まして、本社も淡路に持ってきますよというふうなうれしい話をさせていただくとんですけども、例えば、そういったふうにはパソナグループにもスーパーハイウェイ事業をやって、兵庫県がインターネット料金を安くして企業誘致をやったということでしょうか。この2点についてお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。吉岡議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。この先ほど申しました兵庫情報スーパーハイウェイにつきましても兵庫情報ハイウェイにつきましても兵庫県の施策であります。基本的に個人が御利用されるということはないと思っております。その上で、企業あるいは官公庁が使ってくださいということではあります。先ほど吉岡議員がおっしゃった、特に大きな企業が今東京のほうから淡路のほうに来られた、パソナグループもあると思いますが、どうしても本社といいますか、東京の事業所と兵庫県の事業所をつなぐ必要があるというようなことで、この兵庫情報スーパーハイウェイを活用することによりまして社内ネットワークが構築できるということは、兵庫県に事業所を持ってこようとする企業についてもハードルが随分下がるのではないかとこのように思っておりますので、まさに今、吉岡議員がおっしゃったとおりの御理解で私は正しいというように思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。それで分かりました。兵庫情報スーパーハイウェイ事業については、企業誘致、企業の誘致のためのものが主であると。あと、官公庁同士を結ぶとか、そういったもので民間貸出しはしない、そういうもんじゃないよということで理解できました。

そしたら、次の質問に入ります。2番、ケーブルテレビ放送について。

他社である姫路ケーブルテレビWINK等と連携強化はできないものかということ、3月26日に第2回はりま桜シンポジウムがグリーンデルホールで開催されました。桜シンポジウムというのは、僕も行ったんですけど、非常に面白かったです。桜を再生するにはどうするか、桜切るばか、梅切らぬばか、ありますねと。あれ逆ですよ、桜は切るもの、切ることによって新しく再生してくる、ばっさり切るんですよ、こういうような話で、うまいこと剪定できたないような切りようは桜は駄目ですとか、こういう物すごい面白い講演会かったです。

このシンポジウムのことで思うんですけど、姫路WINKさんが取材に来とんですね。いや、何にもええことですよ。だから、単純に姫路WINKと、あれも姫路のケーブルテレビですから、うちのK-netと連携して姫路WINKが取材したものを話合いをして、幾ばくかお金要るかもしれませんが、姫路WINKの番組を神河町ケーブルテレビで流したら、それで済む話じゃないかと僕は思うとったんですね。関係者から聞くと、姫路WINKは、そんなことはしない。それは、うちの番組であって、神河町民のために流すもんじゃないんですよという、言われてみたらそうなんですけども、せっかくの桜シンポジウム、面白い内容を我々町民が11チャンネルで、あじさいチャンネルで見れないと、そんなことはあかんやろと思って総務課長にも話したんですけど、1つのイベントを2つのケーブルテレビの会社が取材に来て別々に放送する、こんな無駄なことはありません。こういうほかの自治体の住民が興味あるようなことについては、ケーブルテレビ会社同士連携して融通し合ったら、要らんことせんで済むと思うたんですね。ここは連携強化ができひんのかなと思っての質問です。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉岡議員御質問の県内のケーブルテレビ各社の連携による効率的な取材、放送はできないものかにつきましては、私も同様に考えております。神河町が持っているケーブルテレビ事業で住民が見たい情報を、また行政が住民に見てもらいたい情報を発信することは必要であると考えています。しかし、番組制作には経費もかかることから、できるだけ効率よく番組を制作、放送することは重要であります。そのような意味からも、議員御指摘のとおり、他のケーブルテレビ局とも連携をし、お互いに番組を提供し合うことが非常に有意義ではないかと考えています。

ただ、現在の連携の状況や他局の考え方、各種の権利関係などの専門的な観点もござ

いますので、その辺りについて担当課長から詳細説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。引き続きケーブルテレビの担当ということで、詳細説明をさせていただきます。

まず、神河町のケーブルテレビと他局との連携状況について申し上げます。

兵庫県内のケーブルテレビ局との連携については、兵庫県内のケーブルテレビ局で構成する兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会という組織があり、これまでも県内のケーブルテレビ局が同じテーマで番組を作成し、1つの番組として各局が放送するという形で連携を行っています。

また、同じく兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会とNHK神戸放送局との連携により、ニュース神戸発という番組の中で「Live Loveひょうご」というケーブルテレビ局の投稿番組もございます。このほか政府公報番組として、コロナ関連のCMや情報番組についても定期的に放送をしております。ほかにも日本ケーブルテレビ連盟の番組提供により、日本全国のケーブルテレビ局から提供された番組についても定期的に放送を行っています。また、朝来ケーブルとの番組連携では、生野高校の行事に関する番組の提供を受けております。これは、神河町から生野高校へ通う生徒がいることから、保護者からの要望により朝来ケーブルテレビからの番組の提供を受け、神河町ケーブルテレビでも放送するようになりました。

以上が当町におけるケーブルテレビの番組連携の状況であります。

さて、議員質問のきっかけとなりました姫路ケーブルテレビとの連携につきましては、現在2局での番組連携は行っておりません。このたびの桜シンポジウムの取材について姫路ケーブルテレビに問い合わせたところ、もともとは姫路市内の行事として取材をしていたが、シンポジウムが神河町で開催することとなったために取材に伺った。通常、他市町に取材に行くことは少ないが、このたびのような地域情報番組については、事前に協議をいただければ番組連携を行うことも可能ですとの回答をいただいております。

また、一方で、肖像権という課題もございます。本来テレビ取材をする場合、出演される方のテレビに映ってもよいかという確認を取らなければなりません。通常、神河町ケーブルテレビの撮影があった場合、神河町内での放送ということを前提の撮影ということになりますが、これが姫路市で放送されることは想定されていないため、本来許可を取らなければならないことがございます。そういったことも含めて事前に調整をし、取材や番組制作を行うことは必要であると考えます。

以上のとおり、番組制作や放送に関する連携については、既に多くの事例があり、神河町ケーブルテレビといたしましても既に取り組んでいる事例もありますが、近隣局との連携についてはまだ広げられる部分もあると思いますので、近隣局との番組連携がで

きるよう番組情報の共有などにも取り組んでいきたいと思ひます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 近隣のケーブルテレビ局との連携ということで、今後取り組んでいくという回答をいただきまして満足しておるわけでありましたが、このたび私もこういった桜シンポジウムという全県下的な僕は番組やったと思うんで、姫路と神河だけでなく、朝来でも見れます、佐用でも見れます、ケーブルテレビのある市町は全市町で見れると、15自治体ぐらいのことかもしれませんけども、このたびやったら桜がテーマやったんですけども、そのことによって桜の復活ができるというふうに思ひますんで、課長から答弁ありましたように、番組情報の共有について近隣のケーブルテレビと積極的にとひいますか、意欲的にこの前の桜シンポジウムのことをばねにしていだいて、連携について取組を強めていただきたいなと思ひます。ありがとうございます。

続いての質問に入ります。続いては、教育課の認定こども園の話です。

この認定こども園につきましては、私、ほかの議員もそうですが、総務文教常任委員会で一定の方向性が出ました。今日は、その方向性についてはまだ町広報では出てませんから、私の一般質問を通じて、認定こども園というのは平成26年に法改正があり、そういうことが保育所と幼稚園が一体化して、何がメリットかというところ、今までは保育所に入るには両親が仕事しとって見られんへんから入れますよが、認定こども園、幼稚園のいいところ、保育所のいいところ、両方を取って、仕事をしてない家でも認定こども園なら入れますよというふうに変ったんですね。テレビ見ておられる人のために前もって言ひますけども。ところが、神河町はそれができていなかったというところ、もちろん難しいハードルはあったわけですが、これについて一定の方向性が、これも5年ぐらい教育委員会はかかどったんかな、本当に努力してもらって一定の方向がやっと定まったので、私の質問を通じて回答をしてほしいなと思ひます。

そしたら、質問に戻ります。認定こども園を設立するのかしないのか、しない場合は未就労世帯の幼児の受入れ方法はどうか、これについてよろしくおひいます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

認定こども園の設立については、平成18年に国の認定こども園法が制定され、兵庫県においても認定こども園の設置に向けた動きが活発となりました。当町では、民間の保育所、公立の幼稚園による就学前教育を推進しており、民間の力を借りて構想を計画し、協議を重ねてきましたが、移行に向けた課題もあり、当町における認定こども園の設立は難しいと判断いたしました。これにより、認定こども園設置後に受け入れる対象であった未就労家庭の3歳児の幼稚園への受入れについて検討を進めているところです。

詳細については、教育長からお答えしますので、よろしくおひいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。町長の答弁に引き続きまして、私のほうからも説明をさせていただきます。

認定こども園の設立につきましては、前教育長からの引継ぎにより設置に向けて検討を進めてまいりました。当町の就学前教育につきましては、民間の保育所と公立の幼稚園で幼児を受入れをしております。認定こども園の設立には、民間の力が大変重要になるところでありまして、民間での認定こども園設立に向けての協議をしてまいりました結果、経営面、財政面、補助あるいは保育士不足などの問題、課題が多くあり、現時点では設立が難しいとの回答を得ました。公設による認定こども園の設立も検討いたしましたが、町としては、教育・保育環境の充実のため、民間の保育所との共存が必要であり、その経営等を圧迫することは避けなければならないことなどから、公設の認定こども園の設立も断念いたしました。

このことから、今後も現在の体制であります保育所と幼稚園の体制で就学前教育を担ってまいります。あわせて、将来の神河町を担ってくれる子供たちにとってよりよい幼児教育につながるように検討した結果、町として受入れができておりません未就労世帯の幼児について、保育所での受入れに影響のない未就労世帯の3歳児の受入れを幼稚園で実施できるように検討、研究を進めております。

未就労世帯の3歳児の受入れ方法につきましては、認可等の法整備、受入れ人数の把握、現幼稚園の教室や設備面、教諭等の人員配置、通園方法、受入れ時間、受入れ可能な時期に向けての住民への周知、募集時期等、3歳児受入れまでのスケジュールについて現在検討を進めているところでございます。令和5年度からの受入れに間に合うように何とか総合的に判断し、よりよい方策を探っていきたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。回答ありがとうございました。

以前、私も保育所関係、住民生活課に元職員として担当しておって、認定こども園問題も関わったんですけども、私の記憶によりますと、寺前保育所が非常に認定こども園にやる気満々やったんですよ、私がおった頃はね。平成26年、27年、子ども・子育て法の関係が26年にできて、認定こども園のことが活発化してきたんですね。その当時、寺前保育所はすごいやる気やったんですけども、さっき教育長さんの答弁で、経営面、財政面、保育士不足というようなことやったんですけど、もし分かれば、寺前保育所がやらないという方向転換された内容、分かる範囲で結構ですんで、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。吉岡議員のお答えさせていただきたいと思っております。

寺前保育所につきましては、議員が当時担当されているときにつきましては、設立に

意欲を示されてたということでおっしゃられました。寺前保育所につきましては、ほかのまちのほうにも保育所の運営されておられまして、その経営グループというのがございます。その経営グループの中で経営計画を見直しをされました。経営面、保育士不足とか、そういった面もございます。そういったところを判断されまして、当町でのこども園の設立は難しいということで判断をされたということで、こちらは把握させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。そういう経営健全計画というものをつくられて、その中で判断されたということで承知をしました。

次に、違う質問で、3歳児の未就労世帯を幼稚園で、寺前幼稚園になるんか、神崎幼稚園になるんか、両方でやってんか分かりませんが、幼稚園で預かるというふうにシフトするという話でございました。それで大まかカバーできるかなと、需要に対してカバーできるかなと私も同意をしますけども、ゼロ、1、2歳児で未就労世帯の希望者があった場合、これについてはどんなことを考えておられますか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。ゼロ、1、2歳の幼稚園のほうの受入れにつきましては、施設的には3歳児以上の設備を有しております。ゼロから2歳児の受入れについては難しいと判断しております。家庭での育児も大事でありますので、家庭で見ていただきたいと思っております。また、児童センターのほうでゼロから2歳児対象の教室も開催しておりますので、そういった点で教室のほうを御利用していただければなと教育課では思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ゼロ、1、2歳児の件、それで分かりました。始まってみると、いろんな問題、要望もあると思いますんで、またその都度、臨機応変に対応してほしいなと思います。

メインの未就労世帯の3歳児の幼稚園での受入れですけども、給食はどうされるのか、時間帯、何時から何時まで預かれるのか、この2点お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。3歳児受入れに対して給食については、4歳、5歳児と同様に提供していく方向で考えております。

それと、預かりの時間帯ですけども、朝から1時までということで、こちら保育の時間を考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。朝からというのは、普通は保育所やったら8時からですわ。朝は10時でも朝やからしっかりと。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 申し訳ございません。ちょっと時間が出てこなかったのです。8時からでございます。8時から13時ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。このたびの事業は認定こども園事業ではありませんが、認定こども園があった場合の、これ幼稚園型でしたか、幼稚園型の場合たしか1時ぐらいまでやったと思うんで、基本的にはこれでよく考えておられるなと思います。ただ、今後の検討、また始まってからの検討でもいいんですけど、自分の孫とか見ておって、私がいろいろ孫見たりお母さんと話したりする中で、やっぱり育児疲れというのはあるんです。家で専業主婦をすると、子供がそれなりに大きくなって仕事行けるまでは専業主婦するよという人がいっぱいおってや思うんですね。1時で終わっちゃうと、昼御飯は幼稚園で見てもらえて大助かりなんやけども、例えば週に1回だけでも3時までぐらい見てほしいと。その育児疲れ解消ですわ、私が思うとんはね。そういうようなことはどうでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。現在は4歳、5歳児で就労世帯において午後に預かり保育を実施しております。3歳児の受入れということで未就労の家庭ということになりますので、預かり保育での利用は現在のところは考えておりません。家庭教育も大事なところですので、子供と接する時間を大切にさせていただきたいなということで思います。

もし家庭で何らかの事情がありまして1時以降預かりを利用したいということになりましたら、その相談に乗りまして、現在も一時的に、有料にはなりますが、預かり保育を利用することは可能ですので、そういった有料になりますけども、預かりの部分について利用していただければと思います。また、今後の課題として導入に向けて検討を進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。課長の答弁聞いてほっとしたんですけども、1時までであると、1時以降は就労世帯の仕事持っとっての人だけしか見ませんよというふうにしやくし定規にやるのではなくて、個々の世帯の状況、お母さんの疲れ具合なんかも十分話を聞いてあげて臨機応変に、条例、規則どおりばかりじゃなくて、そういうところも町民のためによりしくお願いしたいと思います。これから検討されるところに入るわけですけども、来年の3月31日まで十分準備期間ありますんで、これまでも5年間苦労されたと思いますけど、あと一踏ん張りよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を10時50分とします。

午前10時26分休憩

午前10時50分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、3番、澤田俊一議員を指名します。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。ボードがありますので、マスクを外させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度の町政運営のキーワードは、「継続さらに発展」であります。今日は予算の概要説明書、この中のいろいろと書いてあります言葉を取り上げながら質問していきたいと思うんですけれども、持続的発展を目標に取り組まれる重要施策であります地域自治協議会と神河将来ビジョンの進め方について、神河町、山名町長の思いを聞きたいと思っております。私自身も当初予算には賛成をしておりますので、この事業が確実に実行され、その成果を期待するという立場で質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目であります。地域自治協議会の取組について。

まちづくりの将来像として、「ハートがふれあう住民自治のまち」を掲げる神河町がその手法の一つとして、地域自治協議会を設置し取り組むことは必要であると理解しております。しかしながら、合併前の2町、合併後の神河町についても長年団体自治の手法でまちづくりを進めてきました。そこから真の住民自治のまちづくりに今回大きくかじを切ろうとされております。そのためには、行政と地域住民による協働のまちづくりの手法を明確に示して、地域住民の理解と共感を得ることがまず必要ではないでしょうか。いきなり町民の皆様の出番と役割発揮による地域力向上は不可欠ですと言われても、困惑を招くばかりではないでしょうか。行政内部での学習と討論、十分な議論は行われたのか、地域住民との対話と丁寧な説明が抜け落ちているのではないのでしょうか。

手本にされたとする先進地の朝来市では、平成19年度策定の第1次朝来市総合計画に示された基本理念、自考、自ら考える、自行、自ら行動する、共助、共に助け合う、共創、共につくっていく、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の実現のために、市民と行政が一緒になって平成20年3月に地域協働の指針をまず策定され、次いで21年3月には自治基本条例を制定され、今日まで協働のまちづくりに取り組まれており、大きな成果を上げておられます。この経緯と内容を本当に十分に学ばれたのでしょうか。令和6年度設立を目標とする神河町地域自治協議会の取組の進め方について、軌道修正が必要ではないのでしょうか。また、事業が軌道に乗るまでは、全職員がまちづくりの



プロとして積極的にこの事業に関わることが不可欠ではないでしょうか。町民の出番の前に、今こそ町職員の出番だと思います。これについて町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町は、他の市町では取り組まれてきた地域自治協議会の設置については、合併時には取り組んできませんでした。平成22年度から10年間、全40区で全町民を対象に町長懇談会を開催する中で、地域課題の解決に向け、補助事業の新設など、行政としていろんな解決方法を提案してまいりました。しかし、少子高齢化、人口減少が続く中、これまで区で取り組んできた行事や活動ができない、役員の成り手がないなど、区の存続が危ぶまれるような御意見が出されるようになり、これまでのような支援では解決できないとの考えから、令和2年度の町長懇談会で地域課題の深掘りを行い、翌令和3年度には地域自治協議会に絞って提案、説明をさせていただき、意見交換を行ってきたところでございます。

その結果、これまでの行政から区への支援に加えて、複数区で構成するブロックへと枠を広げ、ブロックで取り組むことにより解決を図る地域自治協議会への取組を提案させていただきました。基本的には、これまで取り組んできた区長を中心とする組織の立ち上げから始めてまいりたいと考えております。

詳細については、担当である総務課長から詳細説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、澤田議員の御質問の詳細説明をさせていただきます。

澤田議員の御質問の要旨にも言われておりますとおり、朝来市は、合併時から周辺地域の活性化のため、協働のまちづくりの方法として地域自治協議会が取り組まれました。しかし、神河町は合併時には取り組んできませんでした。その違いは、合併の規模や地理的条件によるものと考えております。神河町は、同規模の2町合併であり、中心地の距離も割と近いなどのこともあり、合併による悪影響を心配される声が少なかったものと思われまます。しかし、平成22年から10年間、全40区で住民を対象に町長懇談会を開催をし、地域課題の解決に向け、事業化や情報共有、連携を進めてきた結果、区の課題が深刻化しており、放置できる状態ではないという判断の下に、地域自治協議会の取組に踏み切ったという状況でございます。

そこで、議員発言の趣旨である行政と地域住民による協働のまちづくりの手法を明確に示し、地域住民の理解と共感を得ることが必要ではないかの点でございますが、朝来市と神河町では合併の状況と地域自治協議会を取り組む時期に違いがあるため、同様の手法とはなりません。手法を明確にすることと地域住民に理解、共感を得ることは、

行政と地域が協働のまちづくりを進める上においても重要であると考えており、これまでもその視点で取り組んでまいりました。手法を明確にする点については、当町では自治基本条例こそ制定しておりませんが、令和3年12月に神河町地域自治協議会等に関する要綱を策定し、ブロックでの協議会設立に向けて準備を進めております。

また、地域の理解や共感を得るという点でございますが、地域への説明会として、区長を含む三役、各種団体長、区民対象など、区の判断により対応はいろいろでありましたが、説明をしてまいりました。その結果、区の課題の持ち寄りの段階では、役員や区民からも意見が出され、区長様を通じて提案をしていただいている状況です。ただ、議員御質問のとおり、全ての住民に100%の御理解をいただいているかといえば、まだまだ理解度は低いものと思っておりますが、先進地として参考にさせていただいている朝来市においても、自治協が特色ある活動をされ始めたのは自治協設立後10年程度たってからというお話も聞いており、当町において住民への周知を十分に組みながら、住民皆様の参画を促していきたいと考えています。

次に、行政内部での学習と検討、十分な議論が行われたか、地域住民との対話と丁寧な説明が抜け落ちているのではないかの点でございますが、区の困り事や課題をお聞きしてきた町長懇談会には、三役をはじめ担当の管理職が参加をしていること、また、地域自治協議会を取り組むに当たって、政策調整会議での報告、また、毎月の管理職会議で情報の提供、共有を行ってきていることから、行政内部においても十分学習と検討と議論を行ってきたと自負をいたしております。

また、地域住民との対話と丁寧な説明についても、昨年の町長懇談会での説明から始まり、8月の区長会での今後の進め方の提案、関係する課との協議を経て、10月にはブロックごとの説明会、そして懇談会の開催、10月区長会では、令和6年度から一斉立ち上げのスケジュール、ブロック別懇談会結果概要及び説明、提案などを行い、以後、区の要望により希望される区への説明会の開催、区長会ごとに各ブロックの経過報告、自治協の課題整理などを行ってまいりました。したがって、行政内部での学習、検討、議論についても行ってきたと考えていますし、住民との対話、説明についても町といたしましては十分取り組んできたと考えております。

以上のことから、地域自治協議会の取組の進め方について軌道修正は必要ではないかにつきましては、現状では、軌道修正を行うことなく、これまでどおり地域のリーダーである区長との協議から出発し、地域課題の集約、整理に取り組み、改めて地域の困り事や地域の活性化に向けた案など、具体的な問題提起に取り組んでいく予定でございます。

今後につきましては、区の課題や活性化に向けた取組などの提案に対し、区役員や区の団体、区民へのフィードバックを予定をいたしております。取組については各区様々であろうかと思いますが、課題が一定整理された段階でブロック区長協議または設立準備会への報告と、さらに必要と思われる課題の補足、また、協議会立ち上げに向けた名

称や地域の将来像、運営スタッフ等の募集など、全ブロックへ投げかける予定でございます。

ただ、具体的に進むにつれて課題も出てこようかと思えます。取り組む事業の構成区  
の理解や選定、事業予算、運営スタッフの課題、集落支援員の選任など、進めていく上  
でいろいろな課題は出てこようと思えますが、区長協議や設立準備会を区長をはじめと  
する区役員と町の担当者と十分協議して進めていきたいと考えております。

最後に、軌道に乗るまでは全職員がまちづくりのプロとして積極的に関わることは不  
可欠ではないかの点につきましては、町長も、これまで職員は地域に飛び出して地域の  
担い手となる必要があると申しております。その意味で、議員御指摘のとおり、  
全職員がまちづくりに積極的に関わることは必要であると考えています。ただ、町の担  
当として、また、町の業務として関わるのではなく、自治協の組織の中に町の職員が関  
わり、協議会の中でいろいろな知恵を絞り、意見を出し、協議会の自立した運営に積極  
的に関わっていただきたいと考えております。もちろん町の担当は総務課であり、担当  
者も配置をいたしますが、あくまで行政の担当であり、町全体の担当というスタイルで  
考えております。

以上、澤田議員の御質問の詳細説明とさせていただきます。（「議長」と呼ぶ者あ  
り）

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 休憩を求めます。

○議長（小寺 俊輔君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時06分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私が一番最初に申し上げました、今までまちづくりの手  
法が団体自治やったんですね。それを私は「真の」と入れましたけども、真の住民自治  
に今回大きくかじを切ろうとしております。まず町の執行部に、団体自治、それと住民  
自治とは何なのか、その捉え方、団体自治とは何なのか、住民自治とは何なのか、それ  
をお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。私なりの考えといえますか、  
理解を申し上げたいと思えますが、従来の団体自治といえますのは、これまでどおり区  
を中心とする区長様を中心とした区の自治会、これを単位とした自治というように考え  
ております。真の住民自治といえますのは、同じ枠は多少、区であったり、大きな枠に  
少し変えてみたりということもありますけれども、今の役場と区という関係よりも、も

う少し住民の自主的な活動あるいは自主的な判断、そういったところで区の活動がもう少し豊富化される、そういったことが真の住民自治というように私は捉えております。そういう形でこれからは、役場とこれまでの自治体、自治区との関係よりももう少し自由度のある、自治会がそれぞれ自らで考えて自らで行動ができる、そういった自治活動ができるものではないかということを経験としては想定をしてるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。団体自治といいますのは、地方公共団体そのものが自主的、そして自立性を持って地方公共団体の自らの判断と責任の下に地域の実情に合わせた行政を行っていく、その決定を行うのが議会も絡んでいく、そういう部分が団体自治なんですね。そうはいいながら、いろんな地域の要望が多様化しているので、今まで町としてもいろんな補助制度をつくってやってきた。それは何かというと、行政と住民の立場は要望型なんですね、町に対して。団体自治で決めたことを町内全体に一律にやろうとするから、いろんな地域間で課題の違いが出てくるんで、いや、そういうことも大事やけども、こういう部分にも目を向けてよというて要望して行って、それにまた町が応えてそういう施策をつくっていくというのが団体自治のやり方やったんですね。住民自治っていうのは、全てを住民自治ということではなしに、住民の方、自らが自らの地域のことは自分たちで考えて、そして自分たちの手で治めていくというのが住民自治なんですね。

ですけども、今言いましたように、全てのことをやるのではない、全てのことを住民自治に置き換えるのではない。よく勉強されましたかというて聞いているのは、まずこういうふうにならば今まで要望型で応えてきたものを、こういう範囲のことについてはもう地域でお願いしたいんですわというふうにならば、まず役場が今までやってきた業務を仕分をせんとあかんのですわ。

仕分をした上で、これは法令に基づいて必ず行政がせんとあかん施策、極端に言うと、もう片方は、これはもう全て住民に任せてもいい施策、その間にも3段階ぐらいあって、これはいわゆる協働でやったほうがいい、協働というか、行政と住民と一緒にやったほうがいいっていう仕事もあると思いますし、行政が民間に任せたいほうがいいっていう仕事もあると思いますし、今まで全てのことを行政が抱えてきたものを、やはりそういう整理をした上で、住民の方々に本来今からやっていただきたい部分については住民の方々にお願いしたい、そういう部分の整理をすることがまず第一で、役場の、なぜいろんな自治体で地域との協働が求められてるかというと、やはり少子高齢化の進行によって、総務課長が言われたとおり、住民のニーズが本当に多様化してきた、このままではその要望を全て聞いてると行政としても対応できへんなるわけですね。

一方で、人口が今からどんどん減っていくということは、町の職員も当然減らしていかなあかんわけです。人口の減少に見合うように町の職員も減らしていかなあかん。そ

うなると、全てのことが役場では対応できなくなる。そういう考えをしっかりと役場で持った上で住民の皆さんと対話を繰り返して、朝来市は協働のまちづくりの地域協働の指針をまずつくられたわけです。そういう役場の業務を十分に整理をした上で住民との役割分担を明確にして、役割分担と責任、それを明確にしたのが朝来市の地域協働の指針なんです。それをベースに、それを永遠にその考えを保っていくために、いわゆる朝来市の自治基本条例ができたわけですね。今回の地域自治協議会を導入されるときに、私は、この部分がもう飛んでしまっとなんと違うかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

澤田議員が今発言をされた内容、まさしくそのとおりだと私も思っております。確かにこれまで行政がやってたことについて、全てがこれから先はできていかないという、そういう想定の下で地域の住民の皆さんとも話し合いしながら、もう少し自由度を持って、先ほど言われました行政といたしまして町内全域を一つのルールでやろうとすると、画一的な事業、画一的なサービスということになりますので、そこは、やはり少し地域性を持って自由度を持った中でやっていただきたいというのが私たちのこれまで説明をさせていただいた内容ですし、そういうことが最終的には望まれるんであろうといったところでございます。

そういった中では、今、澤田議員のおっしゃったことについては、私も同様に思いますし、これから先もそういった方向で進めてまいりたいと思いますが、ただ、先ほど言われましたその説明が欠落しているのではないかなというような点につきましては、確かにそういったところを詳しく説明をしたかと言われれば、そうではないかもしれませんが、今後もその部分についても整理しながら、町がやるべきこと、それから地域がやるべきこと、その辺りを整理しながら、住民の理解度を深めていきたいというように考えます。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ですから、いろんな先進自治体のことをよく勉強してやったとおっしゃいましたけども、庁舎内でも十分に議論してきたと自負をしてるとおっしゃいましたけども、実はこの自治協議会の仕組み自体のことは恐らく何も勉強されていないように思うんです。その本来の趣旨ですね、協働の趣旨、住民と役場の役割分担の明確化、責任の明確化をしていく、そういう整理もしないままできなり仕組みとしてそれを下ろそうとされたその辺が、ちょっと順番が逆じゃなかったかなと私は思うんです。地域協働の指針がなぜ必要かという、やはり町民の方も含めて行政も含めて今からの神河町のまちづくりを目指す方向、ベクトル、こういうところを目指していくんやと、それには町の役割はこうですよと、住民の方々が地域を守ってくださいよと、そういう役割をまずしっかりと明確にしていく、そういうための朝来市はまず地域協働の指

針をつくられていると思うんです。

そういう目指す方向、住民の役割というのがはっきりしないままで、今、区長さんを中心に、区の三役さんにそういう仕組みとして説明をされながら進めておられる状況やと思うんですけども、この前の私が委員長を務めております総務文教常任委員会の中でも、吉岡副委員長のほうから、多くの住民は全然そういうことを理解してないやろと。三役さんだけが本当にしんどい目といいますか、三役さんだけが今いろんなことをブロック内で集まっていると議論されてる。中には、地域、その集落からいろんな課題を掘り起こされてる集落も実はあります。ですけども、その掘り起こそうとするときにも、住民の方々に今から神河町はこういうまちづくりに変わっていくんやでという、そういう機運が何も醸成されてない中でこの自治協議会を進めようとしても、本当に区の三役さんに御負担がかかっているんやないかなと思うんです。神河町挙げて、町民挙げて、こういうふうにやっていくんやと、こういうふうにも町も言うてましたなど、そやから区長さん、頼みまっせと、そういうやはり機運の醸成が大事やと思うんです。

そのために、軌道修正はされないと言われましたけども、私は、今からでも、今から約2年近くありますから、今年1年、来年かけて町として、やはり朝来市がやられてるような地域協働の指針をはっきりと明文化していく、そしてできることなら来年、再来年の3月には自治基本条例を制定することによって4月から地域自治協議会がスタートしていく、位置づけをしっかりと。それを明確にしておかないと、今は団体自治中心にやっていますから、全てが議会もやっぱり議案の中で審議をしていく状況があるんですけども、議会としても、この地域自治協議会になると、この一定の予算については住民の方々にもう委任していくんやと、そういう議会の役割も少し変わってくるわけなんですよ。そういう仕組みそのものをもっと勉強してほしいんです。今からでも遅くないので、そういう町として明文化していこう、できることなら自治基本条例をつくっていこうという、そういう思いはないかということを知りたいんです。

というのは、今まで役場の中でこの事業に一生懸命された職員も、やはり異動されていきます。区の三役さんも、今一生懸命お世話になってますけども、2年ごとの改選があります。そういう方々がごろっと替わられてしまったら、また地域は一から始まるんです。そのときに、地域協働の考え方ってこうなんやというベクトルを示したやっぱり指針なり、あと基本条例、役場と住民の関係をしっかりと明文化した基本条例というのがあれば、どなたが首長が替わられても、地域の区長が替わられても、役場の担当者が替わっても、思いというのはその条例の中に盛り込まれてるんで、指針の中に盛り込まれてるんで、しっかりと受け付けるわけなんですよ。今のままやったら、役場の担当者が替わられ、区長さん方、三役さんが替わられていくと、これ何から始まったんかいなという話にならへんかなと思うんです。今からでも遅くないので、朝来市の今までの経緯をもう一度勉強して、まずは地域協働の指針、そしてまちづくり基本条例の策定に向けるお考えはありませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。お考え聞かせていただきまして、全くそのとおりの部分もありますし、少し違いがあるなと思う部分があります。

端的に申し上げますと、条例化、それから指針を示すということは必要なと思ってるんですが、今回条例ではなくて要綱という形で進めさせていただいております。

どこに軸足があるかといいますと、条例もしくは区長様に何々をこうしてくださいというふうにするっていうことについては、住民自治のほうにかじを切ったと言いながら、あくまでも団体自治の域から抜け出せないということになると思っております。地域、ブロックによってはそれぞれ事情が違うということですから、画一的な自治協をつくってくださいというふうには申し上げていないつもりであります。それぞれの地域に合った自治協のつくり方で結構ですと、何をやるかということもそれぞれで決めてくださいというふうなことをお示ししていったと。その分、時間かかっていると思います。条例化すれば、もうすぐできるんやと思います。形をこういう形でつくってくださいと言ったらすぐなんでしょうけれども、それではあまり意味がないなということで、お時間をかけて、区の三役の方には大変御迷惑だったかもしれませんが、何回も説明会をさせていただいたり、それもこっちから押しかけるという形ではなくて、ブロックで要請があれば出かけていくという形を取っております。できるだけ立ち上げの段階から、それぞれの地域の考えによってそれぞれの地域で進めていただくお手伝いをさせていただきますという姿勢で今取り組んでおります。

そういう意味でいいますと、方向性を変えるということではなく、今の地域の方の負担ができるだけ少なく、スムーズに立ち上がっていくために形を変えていくということは今後もあるかと思うんですが、基本的な考え方は、地域の方に考えていただく時間をたっぷり取っていただいて、それを支援していくというスタイルで進めていきたいと思っております。

あと1点、議会の議員の皆様にも、その予算にまつわることにしましては、当初予算の段階で、地域自治協に関する予算というのはこういうふうな形で執行させていただきたいということで御提案をさせていただくこととなりますので、その際に御審議をいただきながら、それは団体として見ていただくといいというふうな取組でいいのではないかなというふうに現時点では思っております。いろいろと御指摘をいただくことに関しては歓迎をさせていただきたいと思いますが、今すぐに形を変えていくという考えは現時点ではないということを申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。総務課長には地域協働の指針と朝来市の自治基本条例を渡してますので、町長以下、一度よく読んでみてください。地域自治協をやっているところは町では佐用もありますけども、佐用も自治協が始まって少したってからですけども、まちづくり基本条例を定められておられます。順序は別として、や

はり先ほど言いましたように、全てが画一的に各ブロックで同じように自治協ができるというのは、現段階では私もそうは思っておりません。ですけども、町の考え方として、今から人口減少社会の中で、役場がもう全てのことに対応するのは無理なんですよという、まずそれが一番私は基本やと思うんです。

そして今は、地域のことは地域で考えてもらう時代、今までもいろんな補助金の制度をつくることによって、この部分は地域で考えてくださいよというふうな、そういうふうな進め方もされてきてますので、やはりいま一度、今から、本当に行政の仕事全てを行政で責任を持っていくっていうのは大変ですから、行政の限界ということをまず考えて、現在たくさんの事務事業がある部分を一度整理をして、そういう過程をどこも踏んでおられます。全国的に見ても、ほかの自治体を見ても、そういうまず事務事業の整理をすることによって、地域にお願いすること、行政が責任持って行うこと、そういうふうにしていくことで役場の職員をもっと減らせるわけです。

大きな課題を抱え過ぎてるんで、もう役場の職員、本当にたくさんおられるけど、何しよってんかいなというふうに見られてしまうところがあるんで、もう少し、朝来市なんかは本当に7割ぐらいに職員減らさなあかんやろという、そういう計画立てられてます。神河の定数の計画を見ると、本当に数名の削減の計画しかないんですけども、そういう意味で、今からの本当に役場と神河町を維持していくためには、役場の役割、住民の役割をどうすべきなんかな、まずそこから議論をしていくと、その一つの手法として地域自治協議会っていう部分があって、そこへ交付金を出すことによって今役場が行ってる、そういう地域自治協議会の中で例えば生活支援協議体のそういう設立のことですとか、少し例を言いますと、地区防災計画をつくっていくこととか、そういう部分については、それ以外、花いっぱいのもちづくりもありますよね。現在ハートがふれあう地域づくりの補助金もありますけども、この前の総務文教の資料を見ていただきますと、そういう制度は残したまま、これを活用してくださいというような書き方してあるんですね、補助金の一覧で。そうやなしに、こういう部分については、もうこの自治協の交付金の中でやってくださいと、そういう制度設計をぜひやってほしいんですわ。

そうすると、今、まちづくりの基金を活用という部分がもう少し延命できる可能性も出てくると思うんですね。お金がなくなったらこれ終わりですでは困りますんで、そういう部分をまず整理するところから始めるのが協働のまちづくりではないかなと思うんですけども、もう一回そういう指針をつくれないうか、基本条例をつくる思いはないのかという部分を再度お尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。具体的なところのお示しもいただいたというふうに思っております。今、澤田議員御発言の生活支援協議体の件です。これに関しては私も全く同感でして、自治協と生活支援協議体っていうのは自治協の中に生活支援協議体があるというふうな構図でいいであろうというのは、どこかの場面でも発言をさせてい



ただいたことがあります。ですので、活動費の中でそこは一緒にやっていただくということは何ら問題ないことであって、むしろ積極的にやっていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、地域防災についても言及いただいたと思います。今、地域で避難計画をつくってくださいというふうなボールを投げさせていただいてますが、それぞれの地域で御苦労なさってる、悩んでいらっしゃるなというふうなことが発言としていただいています。これに関しても、地域だけで考えてくださいという気はもう全くありませんということで、要望があれば担当者が出向いていって一緒に考えさせていただくというふうなことで、いつもお答えをさせていただいています。そういった形である意味この部分を地域で考えてください、行政はもうできませんというふうに今の段階でお示しすることが適切であるかということに関しては、少しちゅうちょしております。

というのは、昨日、長谷ブロックで町長懇談会をやらせていただきました。その中でも、一つの意見としてですが、自治協というのをあまりにも強く出し過ぎると、行政から捨てられていくような気がしますというふうな発言をいただいております。決してそういうつもりはありませんと、自分たちで自分たちのことを考えていただく機会の一つにしてくださいというふうなことでお話をさせていただいています。その際に、今申し上げましたように、地域だけで無理なときには職員が出かけていって一緒に考えてさせていただきますということであって、決して地域にもう投げていくということだけではないというふうにお話もさせていただいています。

澤田議員の御指摘、御発言のところは十分に受け止めさせていただきながらなんですが、現段階においては、一緒に考えていくスタイル、これは役場はしませんので、地域で何とかしてくださいというふうに色分けするには少し時期が早いのかな、もう少しこの議論が進んでいく、地域の方と議論が進んでいく中で整理ができればなと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ぜひ、せっかく今、区の三役さんとブロックごとにいろいろな協議をされてますので、今、私が言いましたような思いも行政の方に持っていただいて、そういう視点で地域の方々のいろんな要望も聞いていただいて、どっかの段階ではそういうしっかりと整理したものをやはり指針としてつくっていくことが持続可能な仕組みになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひとも他市町の地域自治協をつくるまでの経緯をもう一度皆さん勉強していただきたいと思ひます。

そういう中で、職員の関わりのことです。現段階では、担当者としての参画は考えていないという、そういう答弁やったと思うんですが、実際、立ち上げ段階では、朝来市が合併する前の生野町の段階ではかなり職員が関わられて、そういう中で、朝来市が誕生して自治協をつくっていく段階にも、初期の段階では職員の方々はかなり関わってこ

られた経緯があると思います。

その辺もまた勉強してほしいんですが、その上で、町長答弁にもありました地域に飛び出す公務員、この趣旨というのは、各役場の職員が地域の一員として公務員のスキルをそこで生かしていくってことです。ですから、職場の仕事を離れても、皆さん仕事を持っておられて職場を離れて地域のことを考えておられるんですから、役場の職員も地域の一員としてそこで生かすのが公務員のスキルです。今まで勉強されてきたこと、いろんな勉強されてると思いますので、そのスキルを地域に生かしていただく、そういうことを特にお願いをしておきたいなと思います。

時間がありませんので、そのようにお願いをしまして、次、2番に移りたいと思います。50年後の神河町の青写真づくり、神河将来ビジョンの策定についてお尋ねをしたいと思います。

山名町長の選挙公約であり、令和4年度の最重点施策である神河将来ビジョン策定の目的と骨子、要点、主な内容、骨組みを改めて聞きたいと思います。コンサルに丸投げでは絵に描いた餅になってしまいます。策定に向け、町長の思いと各部署における現状と課題が十分に共有されることが前提であると思います。夢物語のビジョンではなく、持続可能で希望が持てる青写真づくりにどのように取り組まれるのか、聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

50年後の持続可能なまちづくりに向けた2050神河将来ビジョンを策定することとしております。2050年となると30年後となるわけですが、兵庫県のひょうごビジョン2050、また、カーボンニュートラルの目標年次も2050年と2050年が一つの区切りとなっていることが多々あることから、当町で策定するビジョンについても2050年にすることとしております。

これは、現在の神河町長期総合計画同様、まちづくり全般を対象としつつも、神河町長期総合計画よりさらに長期的視点に立った2050年の町のビジョンを描く計画として、本町の新たなまちづくりの羅針盤となるビジョンとしてまいります。この新たな2050神河将来ビジョンは、2050年も引き続き神河町の元気な姿、そこで展開される生き生きとした町民の暮らしを描くことが主眼でありまして、その実現手段については、神河町長期総合計画や、その他の個別計画に委ねるものとするのが現実的であると考えております。

さて、議員御質問のコンサルとの関係なんですが、これまでもコンサルタント委託については、その仕様書において行政主導で議論等を先導して、その取りまとめをコンサルタントに依頼するということを明示しておりますので、丸投げという意識は全くございません。過去のことは私はあまり把握はしておりませんが、少なくとも私が就任してからは、そういった考えに基づいてはコンサルタント委託はしていません。

今回のこの仕様書の中にあるように、住民意見の収集とトップインタビューなど、精力的に進めていきたいと考えております。住民アンケートを中心とする住民意識調査、意向調査、庁内若手職員グループと町内有識者等による策定委員会の設置、また、30年後には社会の中心になる小学生、中学生、高校生、そして大学生を対象に、アンケート、ワークショップなどを開催することとしております。特にワークショップは、策定委員会、職員ワークグループのほかに、商工会青年部・女性部、中学生、高校生、大学生にも広く呼びかけ、50人規模のものにしようとしております。さらに、12月にはある程度の成案ができた段階でネット上にも広く公開し、意見募集をしてみたいと思います。

庁舎内での現状と課題の共有という点では、町長トップインタビューでこれまでのまちづくりの成果や今後力を入れていきたい分野、実現したい未来の姿などの方針を明確にし、庁舎内でも広く共有していくこととしておりまして、策定経過の中で出てくる意見について、各課への照会、意見収集など、すり合わせをしてみたいと思います。また、ビジョン策定後は、住民学習会や庁内職員向けの勉強会などを継続して実施するなど、この周知を図っていききたいと考えております。

以上、澤田議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今の答弁を聞きまして、今まで50年後の神河町の青写真づくりというふうなことをずっと言われてきましたけども、これは30年後の神河町の青写真づくりですので、今からはその30年後ということで、物すごい紛らわしかったんですね。予算の段階では、この計画自体は2050神河将来ビジョンと言いながら、4月の町長のメッセージでは50年後の青写真づくりという表現がありますので、今後は30年後ということで整理をお願いしたいと思います。

それと、計画の範囲を聞いたんですが、全般的にという回答が来ました。町長が立候補表明をされたときには、住み続けられるまち、みんなが元気になるまちに向けてそういう長期ビジョンが必要やと。その際には、山林、農地を中心としたまちの再生、50年目標、将来ビジョンということ言われてるんですけども、それがずっと範囲が広がって町政全般についての計画、ビジョンであるということも今日の回答で分かってきました。

それを理解した上で言うんですけども、5月の産業建設常任委員会の際にスケジュール、ロードマップの資料がありましたので見せていただくと、6月に契約をされて町長インタビューがあって、住民の意識・意向調査が行われるというふうに聞いております。ただいまの答弁でも、町長のトップインタビューで町長の考え方をしっかりと示して移っていくんやということであったと思うんですが、私は、その前に、今の答弁を聞いてても、役場の中で何を今検討してるんかという姿が見えないんですね。それまでには、もう常に町長がそういうことを把握されてるのかも分かりませんが、私は、町長インタビューの前に各所管課において必要情報の整理と課題の抽出がまず大事ではないか

なと思うんです。

それは、なぜそれを感じたかという、5月の各常任委員会の継続調査において、農林政策課は具体的な成果をしっかりと整理をされておりました。前川課長なりにその課題の分析についての説明もありました。こういう整理ができてたのは農林政策課だけです。今現段階で本当に町長が将来ビジョンをつくるんやというのであれば、各課が持っている今いわゆる数値的なデータ、そういうものを一度整理をして、今後、各課長なりに、こういうことを考えていかなあかん、そういうことが町全体で皆さんが共有された上で町長がトップインタビューを受けられる、これが順番ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ありがとうございます。何をするにしても、現状をしっかりと把握していくということが重要であります。農林政策課長については、5月の常任委員会の中でしっかりと自分の担当部署の全般について取りまとめをしたということでありまして、各課においても一定の整理はできると私は考えておりますし、それを今後、長期ビジョンの中の現状という部分で拾い出しをしながら、そして次に進んでいけばというふうに考えているところでございます。

ビジョンということでもありますので、年度別の具体的な計画をつくるということではないということは、議員も御承知のことだというふうには思っております。やはりこういう町でありたい、しかしながら、どういうんですか、変わらないもの、30年先、50年先も神河町の形、ここは変わらないだろうなという部分とここはもう変えていかなければいけないし、自然と変わっていかざるを得ない、そういうものがあるというふうに考えております。

それと、もう一つは、それぞれの時代の変化に応じて変わっていくだろうと、それが見えていないものもあります。そういう部分を捉えながら、2050年、神河町、こんなまちでありたいな、そういうことを現状を捉えながら議論ができて、そして策定ができればというふうに考えているわけございまして、1回目の答弁の中で全般的なことを申し上げたわけでありまして、具体的なところといいますか、ここは変わらないだろうなというところが、私、去年の町長選挙でも、また、これまでも申し上げてきたように、87%を占める山を、これからのカーボンニュートラル2050、SDGsも含めて考えたときに、山の再生をしっかりとやっていく、それと、やっぱりそのことが野生動物の被害減少につながっていく、そのように考えているわけございまして、また、農業の問題もそうです。いろいろと国の政策に基づいて現在、農業法人化あるいは株式会社化しているところではございますが、そういうことをすることによって国の補助制度が確保できるという、そういう流れではあります、やはり神河町の農地面積を考えたときに、農業法人として、あるいは株式会社として経営面積だけを取れば、やはり水稻栽培ではなかなか収益が上がってこないという現状は、ここはもうはっきりとしてる

わけでありますから、ここを改善するためには何をすべきなのかというところはおのずと見えてくる、そういうところも踏まえて今後議論を深めていければというふうに思っております。

国においても、様々な分野のビッグデータというのがあるわけですので、その部分は地方創生、地域創生の、また、人口ビジョンあるいは地域創生総合戦略のデータの中にもしっかりと盛り込まれておりますので、そういうところも活用しながらすばらしいビジョンを策定していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。まず、役場の職員の方々がやはり自分の今持ち場をしっかりと考えていただく、その課題を整理していただいて、それを町長にしっかりと伝えていただいて、そこからまず大事やと思うんですね。

なぜこういうことを言うのかというと、先ほど言いました農林政策課についてはそういう整理をできてるけども、ほかはできてないという印象に映ったのと、実はこの業務の仕様書、プロポーザルの募集についての仕様書を担当課に行ってみせていただきました。その仕様書の、私、神河町役場、大丈夫かと思う業務の内容が示してあるんですけども、その6番目、一番最後に、神河将来ビジョン作成のための情報提供をコンサルにお願いしますって書いてあるんですね。そうやないと思うんですね。

私は、各担当課の管理職の方々が、今やいろんな本も出てます、いろんな情報、ネット上もいろんなことがあります。ほかの自治体の参考になる事例もたくさんありますので、そういう情報は今の神河町の自ら担当されてる課長が今の神河町の課題を十分に捉えて、それに見合う情報を集めてくる、そういうものをまとめて町としてはこう考える、ほかの計画策定のときも私言いましたけども、やはり町の考えというのは物すごい大事やと思うんですね。そういうものをまず示した上で、住民の意向調査をするにも、町としての考えはこうやけども、どうやって聞くのと、ただ、もう幅広くどうですかって聞くのとは全然違うんですね。町はこういうふうに課題を捉えてると、これをこういうふうに思うけども、どうですかって聞くと、かなり突っ込んだいろんな話が出てくる、要望も出てくる、アンケートも意向も聞けると思うんです。

そういう意味で、コンサルにこんなほかの先進事例を集めてもらうやなしに、まずは役場の職員を管理職の方々が集めて今の課題を整理する、そこから町長インタビューに入ると、そのような流れでお願いしたいなと私は思いますけども、担当課長、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。いろいろと御指摘のほう、ありがとうございます。まず仕様書につきましては、各コンサルさんが持たれてる情報を提示していただきたいというふうなことも仕様書の中には書いております。提案を受けましたコンサルとの打合せの中でも、今後の進め方について

て、どういうふうに進んでいくかということのをいろいろと打合せをしてるところでございます。

まず、検討すべき要素としまして、3つの要素、持続可能なまちづくりの3要素ということで、一番町長が言われております自然環境の保全、活用ということでございまして、もう一つは、安全・安心の確保、そして子育て世代への訴求力の向上というふうな、こういうところを重点的に今検討していくということをこのビジョンの中では進めていきたいということにしておりますけれども、その調査に当たりましては、先ほど言われましたように、庁舎内でのいろんな意見整理をしまして、調査方法の前提条件としまして検討、分析をするということを考えております。この中では、SWOTと申しますか、町の強み、そして町の弱み、チャンス、好機、外的なマイナス要因等を……。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓課長、時間がないので、もっと簡潔に答弁をまとめてください。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） すみません。これらを整理しました上で、先ほど町長申しましたような調査事項を今後進めていくということを考えているところでございます。この中で、各課の検討も調整できたなということを考えるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） なかなか期待していた答弁ではないんですけども、やはり行政はもっと主体的に考えを持って進めていただきたいなと思います。

持続可能な地域のつくり方というのが今話題になっておまして、再生に必要な4つの要素があると言われております。1つは、地域コミュニティをしっかりとつくるということです。これは、今日1回目に私が質問した、やはりコミュニティをしっかりとしていく、これが大事です。その次に、地域で暮らす方がチャレンジできるそういう環境をつくっていく、これも2番目に大事なことです。そしてその次に大事なのは、未来の地域経済の担い手であり、地域コミュニティの中心的存在を育てる次世代の教育が物すごい大事やと言われております。次世代教育。それで最後に必要になるのが、将来ビジョン、未来ビジョンです。この未来ビジョンは、そこに示すのは、希望に満ちた地域の未来の姿、希望に満ちた地域の姿です。暗いビジョンでは誰も町民は共感してこのまちづくりには関わっていただけません。どうかこの神河将来ビジョンが希望に満ちた未来の姿になりますようお願いしたいと思います。

そのためには、やはり町長も言われました、現在志向、なくならないものというよりも、なくなってはならないものもありますけれども、未来志向でこれは転換すべきもの、やはり未来志向も大事です。そういう視点も大事にさせていただいて、行政として住民の方々に、30年後の神河の町はこうしていきましょうと、そしてみんなで、役場と地域で役割を分担しながら、すばらしいまちを、持続可能なまちをつくっていきましょうというビジョンになりますようお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思いま

す。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を13時とします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、11番、栗原廣哉議員を指名します。

栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） マスクを外させていただきます。それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず最初に、公立神崎総合病院改革プランに基づく取組状況と健全経営に向けた取組状況の進捗についてであります。

公立神崎総合病院は、地域の安心・安全の象徴、拠点であり、町内では最も大きな雇用、経済効果を発揮する拠点であり、町民の誇りでもあります。町政は、神河町に住む住民が、なるほど、そのとおりと思うような運営をしなければなりません。現在の病院の経営状況は非常に厳しく、町から7億円の経費負担を行っていますが、町の財政を圧迫しているため、数年後には半額にされようとしており、まさに病院会計の課題は町の一般会計の課題でもあります。

そこで、現在取り組んでおられる公立神崎総合病院改革プランに基づく取組状況と、健全経営に向けた取組状況の進捗についてお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、公立神崎総合病院改革プランに基づく健全経営に向けた取組状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、特に近年における病院の経営改善課題は、まさに町にとっても喫緊の課題として認識をしているところです。そこで、町としましては、令和元年度に病院と共同で経営形態見直しに係る検討委員会を設置し、正式に病院の経営改善に着手しました。さらに、令和2年度からは、兵庫県からの派遣職員として春名副院長兼事務長に着任いただき、県の御支援をいただきながら外部の視点で病院の経営改善に取り組んできたところです。春名副院長兼事務長の派遣期間は2年間の約束でしたが、改めて県に御無理をお願いし、現在3年目として派遣を継続いただいているところです。

まずは、その取組の一環として、町長である私を本部長とする神河町病院経営改善対策本部を推進組織として設置し、各種課題につき会議で議論し、方針を決定してきました。しかし、残念ながら、令和2年度には新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、病院はさらに厳しい運営を強いられました。医療現場では、当時は感染力が未知数であ

った新型コロナウイルスの恐怖との闘い、職員への誹謗中傷への対応、患者数の激減等への対策などに苦慮しました。

しかし、入院単価増大に向けた取組が奏功し、また、国、県の手厚い補助金による支援や特別減収対策企業債といった新設の起債制度にも助けられ、年度当初には最悪であった想定がうれしい誤算となり、結果として、比較的よい決算を締めくくることができました。令和3年度決算については、後日審査をいただきますが、同様の支援により、黒字で締めくくることができる見込みとなっております。

もちろんこの2年間、病院職員は果敢に新型コロナウイルス感染症患者の受入れに取り組み、悪戦苦闘しながらも感染管理を徹底した結果として、院内感染を発生させなかった点は、この地域を守る公立病院として誇りに思うところです。しかし、その一方で、経営課題に向けての取組が抜本的に進んだとも考えておりません。

住民の皆さんに病院のある町に住んでよかったと言ってもらえるよう、引き続き、町と病院が一体となって、その共通の課題、喫緊の課題である病院の経営改善について、さらにスピード感を持って取り組んでまいります。

取組の詳細につきましては、病院副院長兼事務長より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。それでは、公立神崎総合病院改革プランに基づく健全経営に向けた取組状況につきまして、詳細を御説明いたします。

このプランは非常に広範囲にわたる内容から構成されておまして、全ての項目をここでは御説明し切れないため、経営の効率化への取組の項目を中心としつつ、令和2年度以降の経営改善の取組についてお答えします。

まずは決算を中心に御報告します。

令和2年度は、対元年度比で、入院患者数が約7%も減少、外来患者数は約6%も減少しました。しかし、診療単価の向上努力が奏功し、また、新型コロナ関係の診療報酬上の加算も設定されたため、入院収益で約1%の減少、外来収益で約2%の減少にとどめることができました。

一方、国県からは病床確保対策等の補助金を2.5億円、町からは7億円の繰入金などの支援により、年度当初には想定せざるを得なかった最悪の事態は回避できました。

令和3年度は、まだ見込みではありますが、入院・外来ともに、また、診療単価、収益ともにコロナ前の令和元年度実績を超えました。その一因としまして、新型コロナウイルス感染症を過度に恐れるがゆえの受診控えがひとまずは落ち着いたこと、令和2年度同様に、国県からの補助金を2.8億円、町からの繰入金を5.5億円頂けたことなどがあり、結果として約1.5億円の黒字決算となる見込みです。

次いで、経営健全化に向けた取組状況についてです。まずは、経費削減の取組です。



令和2年度からは、できることから、効果が大きなことから取り急ぎ着手しましたが、比較的大きな効果があったのは、3つの経費削減策のみにとどまっており、不十分さを感じてるところです。その3つとは、1つ目が電力料金の削減、これで対前年度比、年約900万円の削減、2つ目が極端に不採算であった診療科等の廃止、これで年約1,100万円の削減、3つ目が非常勤医師の送迎のためのタクシー利用の廃止、これで年約400万円の削減。その他、各種手当の実績縮減等により年約500万円の削減の効果があり、合計で年約3,000万円弱の削減ができました。

次いで、費用増大の取組です。在院日数の調整、長期投薬の縮減、人間ドックの午後枠の活用なども進めましたが、今のところ、効果は限られたものにとどまっています。

その他の取組としましては、長期的分析として、なぜ、当院は20年前から患者数が減り続けているのか、なぜ、当院の主な患者層である高齢者人口は増え続けているのに、高齢者の患者数も若年層と同じ傾向、つまり20年間で3分の2にまで減り続けているのかについて調査をし、そこで得られた結果から仮説を立て、それを検証するために、令和3年度末に住民アンケート調査を実施させていただいた次第です。

その結果は既に御報告のとおりですが、要約しますと、入院を要する場合には、若年層を中心に姫路方面に患者が流出していること、また、手術など侵襲的な治療を要する場合にも安心感を求め、姫路方面に流出していることが傾向として明らかとなりました。また、当院を受診しない理由の最も顕著なものは、待ち時間が長いということでした。

これらの要因は、やはり姫路方面の病院のほうが、経営に対してより真剣に向き合っている、患者さんをより大切にしているからこそ、当院よりも一層大きな安心感が得られている、つまり、相対的に当院から得られる安心感が小さく受け止められていることにあると考えています。

アンケート調査項目の自由意見にも多くありましたが、当院の医師・看護師が姫路方面の病院よりも相対的に腕が悪いといった印象を与えてしまっていることは残念ですが、一方では、本当の医療者の腕などというものは、患者さんの視点だけでは評価しにくいものかと思うところ、要するに、勤務態度や接遇が悪いことに起因して、患者さんにはそのように映ってしまっているものと推測されます。職員にもアンケート調査同様に意見を求めましたが、結局は医師、看護師等のスタッフの接遇問題に行き着きます。私も日々の業務を通じて、同様に感じることはありますが、まだ改善への糸口は見つかりません。

限られた時間内に、目に見える改善を要するため、引き続き、町と共に取り組んでまいります。

以上、長くなりましたが、私からの御説明です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。まず最初に、公立病院どことも苦しい状況が続いております。病院の経営形態の種類とその内容について簡単に教えていただけませ

んか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。経営形態につきましては、令和元年度に経営形態の見直しに係る検討委員会というものを立ち上げまして、病院と町と意見交換をしてきたところでございます。

ただ、そのときの結論としましては、やはり意識改革が大切というところまででとどまっております、その先のことは後年度に委ねられたわけでございます。

私が令和2年度に着任いたしまして、それももちろん引継ぎは受けましたが、やはり当時はそういった経営形態の議論よりもまずは当院の課題である集患ですね、患者さんを集める集患、それと要は増収益ですね、収益を上げるというところに専念しようということ、ひとまずは経営形態に対する議論は凍結したという経緯がございます。

ということであまり議論としては深まってないんですが、一般論としまして、経営形態の種類といったあたりを御説明したいと思えます。大きくは公務員型と民間型とその中間型ということで3つの分類ができようかと思えます。この中間型という表現は正確ではないかもしれませんが、御容赦ください。

まず公務員型ですが、これは地方公営企業法の全部適用と一部適用のさらに2つに細分化されます。

全部適用になりますと、病院の場合は病院事業管理者を置いて、その管理者が地方公共団体を代表するということになります。

当院は、全部適用ではなくて一部適用でございます。この一部と申しますのが、地方公営企業法ですね、大きくは4章から成っております、組織の規定、それから財務の規定、それと職員の身分の規定、もう一つがその他ございましたが、そのうち財務の規定を適用するというのがこの一部適用という意味でございます。その財務を適用するという具体的ところが、特別会計で処理しなさいということと、直接は記載はございませんが、複式簿記会計をしなさいといったあたりがこの財務の規定になります。ということで当院は、一部適用という状況でございます。

民間型になりますと、これはもう民間に売却という一番ドラスチックな形になるんですが、そういうことがあるならばそういう売却ということになります。

それから中間型ですね、これになりますと、一般的によく言われてます独法、独法というのが地方独立行政法人ということで、地方独立行政法人法という法律が適用されるわけでございますが、こちらになりますと、この独法化の究極の目的というところがやはり人件費、給与費の削減というところがございますので、当地域で独法化して本当に職員が集まるのかといったところを慎重に見極めた上で判断をしなければならないとは思いますが、この中間型の一つとして独法があります。それと企業団ですね。例えば北播磨医療センターなどは企業団方式でやっております。それから指定管理の方式。公の施設を指定管理するというところで、そういった中間型がございます。

一つだけ、この地方公営企業法ですね、全部適用にされますと、一つ、給与の規定がちょっと今までとは変わってきます。と申しますと、地方公務員法、現在我々適用されておるわけですが、これが全部適用になりますと先ほどの職員の身分の規定が適用されることになりまして、地方公務員法が適用される段階では国や他の地方公共団体や民間との均衡ということが給与に求められてることなんです、そこに我々がもし全部適用になりますと当該公営企業の経営状況も考慮し給与を決定することという部分が付け加わってきます。ですので、より経営に即した、経営状況に応じた給与体系というものが求められるということになります。

非常に長くなりましたが、一般的な形態ということは以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の説明で、現在の神崎総合病院は、地方公営企業法の一部適用で、自治体の管理の下で経営され、医師確保等は自治体で行う必要があると、こういう説明やったと思います。

実際に全部適用のほうは、今問題になつとります赤穂市民病院、これなんか大変なことになってると思います。

次に、経費節減の3点について、年3,000万は大きな効果だったと思うんですが、なぜそれに着手しようとしたのか、それをちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。経費削減の3点ですが、先ほど申しましたとおり、電力関係、それから不採算診療科関係、それとタクシー関係でございます。

まず電力関係ですが、これは私、ちょうど県から参ったときに、その前に県立病院が全体を入札をかけたかかなりの効果があったということを知っておりましたので、そういったときにこちらへ参って、入札はしてるのというところから入ったということでございます。

当初は当院でも入札というものを考えていたんですが、まずは契約業者と交渉しまして、県立病院分の効果額、これはっきりは申し上げませんが、1病院当たりウン百万から1,000万あたりの効果額があったわけですが、それ以上の提示があったということで、まずはそれが一つでございます。

それと入札を考えていたということですが、当時県の病院局じゃない、知事部局のほうですね、そちらのほうは新電力の某社と電力料金の値上げをめぐる裁判に発展していたということで、これを入札のリスクと考えまして、しばらく様子見というふうにしました。様子見をしながら再度交渉した結果、現在の効果額を得たということになります。

結果として入札を行わなかったわけですが、削減効果と、それとリスク回避、それと地元への貢献というものがバランスよく確保できることになり、結果としてはよかったです。

など考えておる次第です。

次に、不採算診療科関係ですが、これらにつきましては週に一、二回の応援医師で、あまりにも患者数が少なく、医師の報酬の1割前後の収益しかない3人の医師との解約をしたものとなります。

医師の報酬の1割前後ということがいわゆる不採算と考えたわけですが、厳密には原価計算をして、医師の報酬だけではなく、そこにつく看護師の人件費であるとか、それこそ電気代とか、あとコメディカルの人件費の一部なども足し上げて収益から引くということで作るのが厳密なところですが、今回は取りあえずそこまでをする時間もなかったと考えましたので、ちょっと乱暴なんですけど、医師の報酬のみを出費と考えて、それに見合う収益があるかどうかということで判断した結果でございます。

次に、タクシー関係ですが、この姫路までの送迎ですね、これはもう単純にあまりにも手厚過ぎるというふうに判断したまでです。若干の診療時間の調整で済むのであればそれでよいというふうに判断したものです。

以上3つですが、これ以外にもやろうと思えばやれる項目もあったんですが、まずは収益を伸ばすという時期に職員のモチベーションが落ちること、つまり給与に手をつけるということはよくないと判断しましたので、それ以上、特に給与関係には手をつけていないという状況でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この削減は大きいと思います。これいつ頃からこのような状況やったかは調べられましたか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。詳細にはいつからかというところは把握しておりませんが、勤務する職員に聞きましてもかなり前からだということで、ここ数年ではないというふうに承知しております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） アンケートの中で当院を受診しない理由の最も顕著なものは待ち時間が長いとあるんですが、この対策、方策についてあれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。まず待ち時間なんですけど、まず患者さんの流れに沿って御説明をさせていただきます。まずは再診患者さんをイメージしていただければと思います。再診患者さんは、まず病院に到着、これ到着時間ですね。それからその予約時間がございます。そしてその後、診察の開始時間、そして診察の終了時間、そして会計の終了時間と、大きくこういった時間で患者さん、特に再診患者さんは動いてるわけですが、このうちの部分にその患者さんが待ち時間が長いと考えているかといったところですね。例えば受付

から診察までの間が長いと言われるのか、診察後から会計終わるまでを長いと言っておられるのかは、まだこれから調査をする必要があろうかと思いますが、まずは再診患者さんにつきましては、その時間をカルテ等の時間から抽出しまして確認をしていきたいと考えとります。

ただし、患者さんによりましては家庭の御事情で予約時間よりもかなり早く到着しなければいけない。例えば御家族に送っていただくとかいうこともございますので、その時間も含めて待ち時間と捉えられているんでありましたら厳密な対策は難しいということになるかと考えておりますが、とにかくどこにその患者さんの待ち時間に対する隔たりですよ、長いと感じられるという原因があるのかを調査してまいりたいと考えとります。

一方で、初診患者さんですね、こちらにつきましては実は今、病院としまして特段の方針がございません。つまり受入れ枠という仕組みが病院として統一されたものがございませんので、医師任せということになっているというのが状態でございます。ですので、まずは病院として、この初診患者さんを受け入れるための枠というか、そういう仕組みづくりにつきまして着手したいと考えております。

それからまた別の角度にはなるんですが、先日、とある議員から紹介いただきましたスマホを活用した呼出しシステム、こういったものが商品開発されております。こういったもの、待ち時間を短くするためのものではないんですが、患者さんの長いというストレスを少し分散させるといいますか、別の場所で待つことも可能というふうにすることによってその待ち時間が長いという気持ちを緩和するといったこと取組としてこういったシステム評価もしてみたいと考えております。要はこういったいろんな切り口でそういった待ち時間自体の削減、短縮、それとそういったように思われないうための対策といったあたりを推進していこうと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） それでは、1つ目の質問にまた関連してくるんで、2つ目の質問に入ります。令和2年、3年度を振り返って、その結果をどのように分析しておられるかということです。

令和2年度から、町と病院が経営改善に向け一層アクセルを踏み込まれたものと見ていますが、その結果として、町は病院の経営改善の方向性、進め方をどのように分析されているか、患者数と職員数のバランス面の分析も含めてお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、令和2年、3年度を振り返って、その取組結果の分析についてお答えします。

先ほど、1つ目の質問への回答でも触れましたが、令和2年度に春名副院長兼事務長に着任いただいてから、外部の視点を持って執務いただき、また会議で提案等をいただきながら、町と病院が一緒になって経営改善に取り組んでまいりました。正直なところ、

私が認識できていなかった点もかなりあることが理解できましたし、反省するところも多々ございます。

少し乱暴かもしれませんが、春名副院長兼事務長の言葉を借りて、病院が現状に至った要因を端的に表現しますと、ガバナンスの低下ということになるかと思えます。なお、ガバナンスとは、統治や管理の意味合いで用いております。

例えば、業務量や職員数の他病院との比較などは公開データを活用すれば、簡単かつ客観的に傾向分析ができますので、いつでも対策に着手可能だったと思われそうですが、十分取り組んできたとは思えません。

これはほんの一例ですが、その他、多くの病院で行えていることが行えていないことや、現場の判断を、そのまま病院の判断として流してしまっている場面が多く見受けられました。中でも、私は、特に救急患者の受入れ拒否の現状に危機感を感じています。例えば、先日開院しました県立はりま姫路総合医療センターと早期に連携体制を構築することにより、一旦は神崎で受け入れ、早期に診断に着手する、しかし、神崎の医療水準では難しいと判明すれば、速やかにはりま姫路が受け入れるといった断らない医療を連携により実現し、多くの住民のニーズに応えられればと考えるところです。

公立神崎総合病院は、町立であるからこそしっかりとガバナンスを行っていく必要があると考えています。

以上、私の反省も踏まえて、分析結果の一部をお示ししましたが、やはり全体を貫く課題は、職員の意識改革であろうと考えています。

分析結果の詳細については、病院副院長兼事務長から御説明いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。この2年間における当院の現状分析の結果を主に3点御報告いたします。

なお、以降の御報告は、全てが町及び院内で共通認識されているわけではございませんし、これからのものもございしますが、今回、私の置かれた立場だから見えること、表現できることなどが含まれますこと御了承願います。少し長くなるかと思いますが、御了承願います。

それでは、まず1点目です。先ほど町長からも御回答いただきましたガバナンスの低下についてです。

これまで、パフォーマンスの悪化した当院の状態をあえて政策医療と解釈しまして、町からの莫大な繰入金に甘え、不採算を受け入れてきたことや、どうやら声の大きい職員の属人的な意見に組織が迎合してきたであろうことなどにも表れてると考えています。

特に、職員の採用に際してのガバナンス、つまり審査、分析が甘いように見え、その結果、現在の医業収益に占める給与費、これは人件費とも申しますが、その割合が約8割と非常に高くなっています。例えば、本業の収益である医業収益から職員の給与を払って、あと材料を買ってしまえばそれで終わってしまいます。つまり、その他のもので

あります応援医師の報酬であるとか光熱水費、システム保守料、出張旅費などの合計数億円は町からの繰入れで賄っているという言い方もできます。

この給与増嵩の課題は、大きくは職員の人数に係るものと医師の処遇に係るものに分けられますが、多かれ少なかれ、ガバナンスの低下がパフォーマンスの低下につながった一つの要因であることは確かだと考えています。

また、多くの病院では、業務量や医療の質の評価指標をホームページなどを活用して公表することにより説明責任を果たしていますが、当院はまだできていません。よい面も悪い面も、院外に情報発信ができていませんので、住民を含め、外部から適切に評価しようにもできない状態、つまり外力が働きにくい状態に置かれています。当然、学識者などによる外部評価もできていませんが、この点につきましては、今年度、外部評価委員会を設置することとしています。

あわせて、開業医の先生方と顔をつなぐという取組もできていないこと、また、救急隊との定期的な症例検討会など近年は開催できておらず、救急隊とのつながりが希薄になっているなどにとどまらず、これらの副作用として、紹介や救急といった場面で患者の受入れのハードルが非常に高くなってしまっており、受入れのお断りにつながっています。

今申し上げたとおり、現場の意向や姿勢がそのまま自然体として流れていますが、そこを病院として、しっかりとガバナンスすべきかと思います。

以上、幾つかの事例を挙げ説明いたしました。様々な場面でガバナンスが低下しているがために、やるべきことができていない、ひいてはパフォーマンスの低下につながる点も、現状に至る要因の大きな部分を占めるものと分析しています。

次いで、2点目です。先ほどのガバナンスの低下の要因の一つとも言えるものですが、当院では医師の地位が高過ぎるという点についてです。

私も何となく感じてはいましたが、大学から診療応援に来ていただいている医師からとある指摘を受けました。要はこの病院は、医師の地位が高過ぎる。先生様という感じである。だからチーム医療ができないんだ。医師の世界は適正な評価が入りにくい世界なので、外力がないと医師も横暴化し、働かないようになるというものです。目が覚めた思いでした。

恐らく、医師が高い処遇で迎え入れられてきており、それも徐々に拍車がかかってきていることが、ガバナンスの低下とも相まって、院内バランスがチーム医療にふさわしくない方向に崩れてしまったとの評価があったものと考えています。

また、当院では、過疎地域だという理屈で、これまでずっと医師不足、医師の確保を唱えてきましたが、その結果として、20年前から、一時期を除き、医師数はずっと約20名と、同規模の公立病院の全国平均の2倍以上の人数を確保できております。

にもかかわらず医師不足を合い言葉のように医師の処遇を高く、高く積み上げることのみによって、病院機能を維持してきたところがあると思います。あわせて、医師の厚

遇だけに頼り、職員の働きがい、病院の魅力づくりや患者第一主義といった病院風土の構築が後手に回ってしまった結果として、多くの職員における病院への愛着や帰属意識が失われ、ひいては患者目線で思考し、行動することがおろそかになってしまったことも、現状に至る要因の大きな部分を占めるものと分析しています。

近年のように患者数が減少傾向にあっても、当然、現場は職員数が多いほうがよいと考えます。多くなればそれだけ、1人当たりの業務量は小さくなることから、職員の採用に向けては、現場は積極的に動くのは当たり前です。しかし、病院としては、できる限りの収支分析をした上で採用の是非を検討すべきでありましたし、採用後の目標値も示すべきであり、また、採用後の業務量もチェックすべきでした。この点も、1点目のガバナンスの低下の一因としてつながっていくところです。

3点目は、あちらこちらでバランスが悪いということについてです。

まずは、病院の業務量と職員数のバランスです。住民アンケート調査では、過去20年間の患者数と職員数の推移をお示ししました。簡単に申しますと、入院・外来患者数ともに20年前の3分の2に減少し、職員数は逆に2割増しとなっています。さらに部門別に見ていきますと、それが収益と連動している部門も確かにありますが、多くの部門では全体の収益は上がるも、職員1人当たりの収益というパフォーマンスは下がっているという傾向があります。

この点は、公開データを活用すれば、近隣病院、全国と同規模病院などとの比較もできるものとなっています。残念ながら、当院のほとんどの職種のパフォーマンスは、近隣病院間では低いものとなっています。

もう一つは、外来と入院の業務量のバランスが悪いというものです。通常は、入院のほうが収益のパフォーマンスは高くなりますので、各病院とも、入院患者をできるだけ多く確保することを目標として取り組んでいます。しかし、当院はパフォーマンスが低い外来にウエートがシフトしてしまっており、言葉は悪いんですが、薄利多売的に外来業務でパワーを費やし続けています。これは、地域の開業医等の数にも影響を受けるため、やむを得ないところもあるのですが、少なくとも入院業務量を上げていかないと、収益も伸び代が見えてきません。

最後に、業務量の外来シフトとも関連しますが、午前と午後の外来業務量のバランスが悪過ぎるということがあります。外来患者数は、午前にその8割から9割、午後が残りの1割から2割となっていますが、午前の業務量に合わせて職員を配置している関係で、午後のパフォーマンスが低下しています。一定やむを得ませんが、診療枠を午後に移すなどの対策が求められます。

以上、様々な面のバランスが悪い方向にずれているということも、現状に至る要因の大きな部分を占めるものと分析しています。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。



○議員（11番 栗原 廣哉君） 先日行われましたアンケートの中で、一文があります。家族の具合が悪くなり、神崎総合病院に駆け込んだのですが、担当の医師がいないということで断られました。救急病院と思っていたのですが、不可能なこともあると知り、残念に思いましたとありました。これを受けられ、町長は先ほど受入れ拒否の現状に危機感を感じておられるんだなと思っております。

町長の答弁で神崎総合病院もしっかりガバナンスを行っていく必要があるということでしたが、実際にはどのようにしてガバナンスを行っていくのか、お考えをお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） どのようにガバナンスをしっかりと高めていくかということがありますけども、やはり組織として機能するかしらないかという、ここだと思っております。これは病院だけに限らず、役場も当然のことでありまして、そういった組織として機能してるかというところが一番のポイントだというふうに考えております。

病院の場合、一応組織図はあるんですが、誰がその部署の責任者であって、その下にどういう部下が、担当がいて、そういったところが明確にされているようで明確にされていない。そういうところが実は私もこの2年間で分かってきたこと。それは春名副院長兼事務長がそれまで県立病院の経験長だったわけですが、同じ公立病院の中でも違いがはっきりと見えている、あったということでもあります。そういった組織として動けるか、そういうところを本年度の4月の組織体系図でも改善もしてきたところがあります。その改善図、組織体系図を作ったからといって、それでいいということではなしに、それを基本に実態も合わせていく、ここが一番重要だなというふうに考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、町長がおっしゃったとおり、院長そのものはやっぱり病院のプロフェッショナルですね。でもガバナンスとなると管理になってきますんで、やっぱりその辺は町も今から今度4年度以降一緒に考えていかなあかんかなというふうには思っております。

次、20年前から一時期を除いて医師数は約20名と、同規模病院の全国平均の2倍以上の人数を確保できていると聞きました。この話を聞いて、私は驚いております。というのは私が議員になったときに、神戸大学病院から医師の派遣をしてもらうために寄附講座設置事業として過疎債で3,300万円、最近になって最先端医療に3,000万寄附していました。これあくまで医師確保のためということで私らも了承しとったんですが、今の説明を聞きますと普通の倍の人数がおられるということなんですけど、これはどういうことですかね。ちょっと不審に思ったんで。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。

す。先ほどの寄附講座の件ですが、あくまで名前のとおり寄附ですので、医学研究のための寄附ということです。見返りを求めるというものではございません。寄附でございますが、実際にはやはり我々、医師の派遣というところを期待して寄附講座ということに寄附させていただいているところです。

なぜ20名と、全国の2倍というところなんです、全国の平均が、たまたまたしか元年度で8.9人だったかと思うんですが、約9人ということですが、この9人がいいということでもないと思うんです。それぞれの事情、それぞれの地域でございますし、病院の機能といったところにも差がございますので、その9人を目指すという意味じゃないんですが、その9人からは大分恵まれているという地域であると思います。

特に麻酔科であるとか、小児科とか、産婦人科、全国でいわゆる医師が敬遠する診療科として上がっております診療科も我々の病院では全てでございますし、非常に地域の住民にとっては貢献できているというふうには考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し私のほうから補足もさせていただきますが、寄附講座によって結果として医師も派遣をいただいているんですが、その医師が常勤であるかというのは全てがそうではないというところはございます。新たに外来診療ですね、泌尿器科であるとか、皮膚科については、先端医療の関係での寄附から医師の非常勤の派遣はいただいて、かなりそこは好評といたしますか、非常に患者数も多くなってきているというところはございます。

それと多いにこしたことはないんですが、その医者が多いということと要するに手術の件数であるとか、いわゆる診療報酬という総枠につながってきていないということがやっぱり問題であろうと私自身思っております。

その一つがやっぱり救急隊からの要請に対して受入れができないという、そういった結果としてお断りをしてしまった事例があるということでございます。やっぱり救急隊のほうも二次救急であるとか、三次救急とか、それぞれの病院におけるこれはやっていただけのだろうなというような判断の中で病院のほうに連絡を入れるのであって、それに対してやっぱりできないというふうになってしまうと、救急隊のほうも、じゃあ、どうしたらいいんだという、そういうことが何回か積み重なってしまうと逆にもうちょっと電話やめとこうかと、そういう悪循環が生まれてきている。せっかくたくさん医師を確保してるわけですし、麻酔医もいるわけなんで、そう考えるとやっぱり手術を、件数を増やしていく、これが一番重要なこと。そういうことも含めて今、改革を具体化しようということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そうですね。今、町長おっしゃったとおりやと思うんです。手術数もやっぱり姫路の例えば前あった循環器とか、広畑病院と比べればもう全然少ないですよ。4分の1以下の手術やと思います。

ただ、できる手術もあると思うんです。例えばこのアンケートにもありました。白内障の手術いうてありますね、目のね。これ結構町外へ行ってみんな手術されとんですよ。10分とか15分の手術なんですけど、これを例えば神崎病院ですれば物すごい収益上がると思うんです。10分、15分で簡単にできる手術です。まして麻酔科の先生も結局3人か4人おられますよね。循環器病センターなんかは、多分その都度、手術のときに雇入れい感じの麻酔科医やと思うんです。新日鉄にしてもそうなんです。常駐で3人もおられる病院というのは、多分この近くではないと思います。

だからもう一つは、先ほど言われました救急の問題ですね。救急車が結局町内で救急で運んだときに、半分ぐらいしか神崎病院へ行かないんですね。何でかいうと、神崎病院は複雑な病気、頭の病気はまず受けないと、そういう何かあれがあるみたいですよ。それとやはり救急の方も神崎病院へ行っても断られるというのがメインなんですよね。だからどうしても隔たりができてしまう。やっぱりそのつながりをつくっておかなければ駄目やと思うんです。救急病院は、神崎郡で一つだけです。その救急病院に搬送が半分しかないというのは、やっぱり根本的にずれてると思います。

それと令和3年の11月に民生福祉常任委員会で配られた書類の中に、人数というのが書いてあったんです。同じ140床前後の病院ですね、例えば加東市民病院、ここは139床ですね。豊岡病院の朝来医療センター、ここ150人です。たつの市民病院が120名です。そのこの医者数をちょっと調べてみますと、神崎総合病院が20人、次の加東市民病院が14人、次の豊岡の病院は7人、たつの市民病院は8名。だから先ほど副院長が言われたように、やはり人数的には半分ぐらいなんです。やっぱりその辺も今後の4年度以降で考えていかなあかん面があるんかもしれないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3つ目の質問です。令和4年度以降の経営改善の進め方についてであります。

令和3年度までの取組とその評価に基づいて、令和4年度からはどのように経営改善を進めようとされているのか、お尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、令和4年度以降の経営改善の進め方について、お答えいたします。

これまで、春名副院長兼事務長を中心に分析と改善提案をいただき、一定の改善は進んだところではありますが、これまでの、できることから、効果が大きなことから取り急ぎ着手したという経緯から、今後はしっかりとの方針の下、計画的に進めていくことが課題であると考えています。

その課題についても、一定の分析は進んでおり、おおむねの要因は把握できたことから、令和4年度以降は、計画的な推進にかじを切って、コンサルタントにも支援をいただきながら、強力で推進してまいる所存です。令和4年度には、町及び病院に、それぞれ病院改革を推進する組織を新設するとともに、先ほども少し触れましたが、学識者等

から構成する外部評価委員会も新設することにより、客観的な外部委員からの評価を踏まえ、計画的かつ強力に推進しようとするものでございます。

詳細につきましては、病院副院長兼事務長から御説明いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは、令和4年度以降の経営改善の進め方の詳細を補足説明いたします。

令和4年度に、町及び病院にそれぞれ新設した病院改革を推進する組織についてです。少し分かりにくい表現になるかと存じますが、御了承願います。

1つが、町長の直轄組織としての病院改革推進室、もう一つが病院の院長直轄組織としての経営改革推進室という2つの改革推進室です。これら2室の職員は、全て兼務体制で構成しますが、2室とも室長は私が務めさせていただくこととなります。

コンセプトとしましては、2室がそれぞれ、病院の外からと内からとで、いわゆるカウンターパートとして相互にチェック機能、補完機能を果たすことを理想として考えていますが、このたびは第3の目を活用したいとの思いから、コンサル支援にかじを切ることといたしました。

まず、病院側の経営改革推進室では、公立神崎総合病院経営計画推進本部を事務局として運営し、先日審議いただきましたとおり、コンサルの支援下で中長期及び短期的な経営計画づくりを進めるということを考えています。先日も御説明いたしました進め方の詳細は、今後コンサルの提案を受けて最終決定いたしますので、今後において、方向性を若干変更する場合がございますが、御了承願います。

次いで、町側の病院改革推進室では、神河町病院経営改善対策本部会議を事務局として運営します。この委員会が、先ほども御説明いたしました外部評価委員会に当たります。構成員は、大学、兵庫県、郡医師会、同規模公立病院、住民代表等で考えています。これから具体的な人選と委嘱作業を進めてまいります。

この外部評価委員会である神河町病院経営改善対策本部会議では、公立神崎総合病院経営計画推進本部における病院の経営改善計画づくりの検討経過や結果等を外部の視点で評価し、計画としてオーソライズすることを予定しています。

あわせて、同検討経過と結果は、住民に公表することにより、住民とも情報共有を図り、病院の経営改善に対して御理解を求めていきたいと考えてます。

以上が、令和4年度における進め方でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 有限責任監査法人トーマツですね、ここと会議、今までされてきてると思うんですが、どのような指導点がありましたか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。

す。アドバイザーですね、トーマツさんからいただいた助言を簡単に御報告いたします。大きな項目といたしまして、4つございます。一つは組織強化、次が増収対策、そして費用削減、最後に連携対策という大項目でございます。

まず組織強化につきましては、外部の有識者を委員に含めた委員会の強化であるとか、診療部組織の強化であるとか、医局の整備ですね。医局の整備といいますのは、現在医局の各医師ですね、個室が医局に当たっておりますが、それによって医師間のコミュニケーションが少し途絶えてるんだらうという意味を踏まえての医局の整備の助言がございました。

次に、増収対策ですが、救急の断りをなくす、断った場合は精査するという事とか、診察の予約枠の合間に紹介枠であるとか初診枠を設けるといったことなどがございました。

費用削減の項目につきましては、原価計算を行い、給与比較をするといったこと。

それから連携対策としましては、近隣開業医との連携会議の開催であるとか、救急隊との意見交換の開催というものがございました。ざっとですが、以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 2番目の質問のところで町長の回答で、県立はりま姫路総合医療センターと早期に連携体制を構築することにより、一旦は神崎で受け入れ、早期に診断に着手する、しかし、神崎の医療水準で難しいと判明すれば、速やかにはりま病院に受け入れるといった断らない医療を連携により実現し、多くの住民のニーズに応えられればと考えるところです。全く私、同感です。やっぱりこういう形で持っていくのが理想的なんかなと思います。

それとやっぱり4年度に当たっては、病院は病院じゃなくて、やっぱり病院と町が一体となって考えていかなあかん問題やと思います。よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を14時20分とします。

午後1時58分休憩

午後2時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次でございます。私の一般質問をさせていただきます。マスクを取らせていただきます。

まず最初に、ヤングケアラーの対策についてお尋ねいたします。

最近ヤングケアラーの話題がよく報道されていますが、学校が終わり、帰宅した後、子供たちが宿題や家庭学習など勉学に励むべき時間を割いて家族の世話に当たっている事例が多く報告されています。厚生労働省の最近の調査では、小学6年生の15人に1人、大学3年生では16人に1人が該当しているとの報告もあります。少子化の中で、大切な子供たちの成長を阻んでいるこの実態を見逃すことはできません。

私は、昨年の6月にもヤングケアラーの支援について質問をさせていただきました。そのときは、本町にはヤングケアラーの実態はない。放課後帰宅して保護者の方が帰られるまで妹や弟と一緒に遊んで待っているという程度のものであると伺いました。

その後、今日まで、1年間でコロナ禍の影響もあると思いますので、本町におけるヤングケアラーの実態はどうか。そしてまた、その実態を見つけ出すのにどのような方法を取られたのか、お伺いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの背景には、超高齢化社会と人口減少、共働き世帯の増加、経済状況の悪化など様々な要因があり、また内容が家族の介護等家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい現状があります。

このような現状の中、国では令和2年度に全国の中学・高校2年生に調査が行われ、世話をしている家族がいると回答した中高生が約20人に1人であったと報告されています。

また、兵庫県でも昨年実態把握のため調査が実施され、今年の6月1日にヤングケアラー専門相談窓口が開設されました。

ヤングケアラーの対象が18歳未満であり、本人に自覚がなく学業への支障や、友人と過ごす時間の制限などにより、孤立しないか危惧するところがございます。

当町としましてもヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、今年度教育課で実施する地区別人権教室の研修テーマをヤングケアラーに絞り、教育課、健康福祉課、その他関係機関と連携を図り、子供たちが健やかな成長が図れるよう町全体での取組を図ってまいります。

なお、現在の実態、取組状況等詳細につきましては、健康福祉課から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村のほうから御説明させていただきます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

神河町では、兵庫県から調査依頼により、令和3年4月から5月に地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員・児童委員、障害相談支援事業所等に協力をしてもらい実態調査を実施しましたが、ヤングケアラーの該当者はありませんでした。

その後の実態把握としましては、毎月の介護支援専門員の連絡会や、民生委員・児童

委員の定例会等で情報収集を図っており、支援が必要なケースの報告や、ヤングケアラーに関する相談がないのが現状です。

しかし、子供たちにとっては知られたくないなどデリケートな家庭内のことであり周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化しない場合もあります。子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校サイド、中でもスクールソーシャルワーカーに早期発見、把握に努めてもらっています。

当町におきましては、都市部と異なり同居家族や近くに祖父母、親戚がいるなど、近くに助けを求められる人が多いのが現状かと思われれます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

本町におきましては、やはり都市部と違いまして、ここに回答にありますように、三世同居の家族が多いということで、いろんな人の目につきやすい、あるいは困っている子供が目につきやすいというところから該当者がいないということだと思っております。それは大変ありがたいことです。

ですが、安心してはおれない状況も現在起こってきております。これからもコロナによる影響で経済の回復は長引くと言われております。さらに、ウクライナへのロシア侵攻による戦争で世界の経済情勢も悪化し、日本でも物価の値上げが次々と現在起こっております。そのような状況です。

そんな中、家庭の経済状況の悪化によりヤングケアラーの子供たちが増えてくる可能性は十分あると思います。その対策としてどのようなことを考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 保健師、木村です。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町でも、過去に生活困窮に付随したヤングケアラーと思われる相談ケースがあり、要保護児童対策協議会を開催し学校、教育課、健康福祉課、社会福祉協議会、地域も含め支援を行ったケースがありました。

本町は、常日頃から教育課と連携を図っていることから何かあれば一緒に動ける体制は整っていると思います。

生活困窮の相談が生じた場合、コロナ禍によるものであれば、社会福祉協議会の窓口となる緊急貸付制度の紹介や、生活保護を含めた福祉サービスの相談は福祉係で実施しています。また、介護保険、地域包括支援センター、障害であれば基幹相談支援センターが窓口となり相談支援体制を整えています。また、緊急時においては、民間団体等による食料品の支援を行うなど関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーへの支援が行えるよう体制を整えています。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろいろな支援体制の下でヤングケアラーの支援が行われるということで、非常にありがたいと思います。福祉の誇れるこの町として、神河町として支援体制のさらなる充実をお願いしたいと思います。

国も支援体制の強化を図ろうとしています。過日の参議院予算委員会でもヤングケアラーに関して、子供の未来を守るのは政治の役割だとの質問に対し、岸田首相は、今年度から体制を強化し、必要な支援を当事者にしっかり届けたいとの旨答えていました。本町においても、ヤングケアラー支援条例の制定も含め、制度充実をどのように進められるのか見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

兵庫県では、昨年の実態調査から兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会を設置し、兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策を令和4年2月に策定されました。本町としましても県の推進方策に沿った取組を図っていくことが重要と考えています。

まず第1には、学校、行政、社会福祉協議会や介護支援事業所、地域の民生委員等において早期発見、把握することの取組が必要です。

本町としては、まずヤングケアラーの認知度の向上が重要であることから、昨年度においては民生委員さんの研修への参加。また今年度は、町長の説明にもありましたように教育課による地区別人権研修において、ヤングケアラーのビデオを題材とした研修を行いますので、多くの皆様に御参加していただけたらと思います。

第2に、相談支援から福祉サービスへつなぐ体制です。支援の対象が高齢、障害、疾病、生活困窮、独り親家庭等家庭の状況が様々であることから、それぞれの機関から重層的な支援体制が必要であり、連携の強化を図っていきます。

また、条例制定につきましては、今後、県の条例制定の動向を見ながら検討させていただきたいと思います。今後も家族の絆を大切にしながらも、子供たちが子供らしい生活が送れるよう町全体で支えていくまちづくりを目指してまいりたいと思います。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 具体的にいろいろな支援体制を整備していただいているということでもありますけれども、例えば近くの方、おじいさん、おばあさんが近くの子供を見て、どうやらあの子供はヤングケアラーのような状況ではないのか、そのように見えるがなと思われた場合、そんな子供がいた場合に、どこに相談すればいいのか、いわゆる相談窓口ですね、それはどこなのかということを、町民が分かる窓口をはっきりと示していただくことが、これ必要でないかと思います。学校あるいは民生委員の方々は、



専門的な立場であるので関係機関に申出はできますけれども、近くの近所の人はどこへ言えばいいのかという、それは直接に本当に役場に言ってもいいのかなというようなことですね、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。確かに難しいかなと思うんですけど、人と人との関わりの中でその方が本当に地域の民生委員さんに相談できる環境であれば地域の民生委員さんの方に相談していただけたらなと思います。

また、役場健康福祉課のほうでも相談窓口とさせていただいておりますし、学校関係でありましたら教育委員会も相談窓口ということでホームページのほうにも載せさせてもらっておりますので、どこかにどうかなというような相談を投げかけていただけたらなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。近くの人が子供を見て、ちょっと心配であるというような場合、こういうことの言える窓口がありますというようなことのいわゆるPRですね、それも何らかの形でしていただけたら言いやすいと、つまり見つけたことがすぐ解決につながる手だてができるということに考えますので、また御検討のほうよろしくお願いたします。

次の質問に入らせていただきます。粟賀小学校跡地整備事業の進捗状況についてお伺いします。

過日、プロポーザル方式で事業者の応募がされたようですが、粟賀小学校跡地整備事業の現在の進捗状況をお伺いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

旧粟賀小学校跡地活用に関しましては、去る令和4年5月22日に地元検討会委員も含めたプロポーザル二次審査会を実施し、6月3日付で、第一次受託候補者の株式会社東畑建築事務所本社オフィス大阪と設計業務に係る委託契約を締結し、今後、地元検討会の皆様にも参画いただきながら、ワークショップなどの形で意見を反映し、9月末に基本設計、令和5年1月末に実施設計を完了のスケジュールで進めることとしております。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

旧粟賀小学校跡地活用につきまして、去る3月26日から5月6日までの間、事業者

提案を募集しまして、16社からの応募をいただきました。5月9日に若手職員も含めました庁内11名の職員によりまず、第一次審査を実施しまして3社に絞りました。そして5月22日に地元検討会も含めた第二次審査を実施し、結果としまして6月3日に東畑建築事務所と契約し、今後は、現在の提案を基本とし、住民皆様の意見収集、地元検討会でのワークショップ等での意見を聞きながら、最終的な設計書作成へと進めていくこととしております。

この粟賀小学校跡地が、周辺の市町からも多くの人が集まっていただけのように、神河町のシンボルとなるような公園を目指していくこととしております。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。地元検討会でのワークショップでの意見等ということですがけれども、その整備の内容について、地域の方ですね、地元の方の要望や意見はどのような内容のものが多かったか、お聞きいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。神河町公共施設管理計画で公共施設の統廃合を進める中で、不足すると思われる施設整備を、並行して募集します民間事業者の収益事業の中から賄ってもらおうという、PFI方式で当初実施していただけた事業者を募集するという形で進めてきました。しかし、手を挙げていただける事業者がありませんでした。その後、必要最小限の施設整備にしていこうということで、これまで多くの意見をいただいております、田舎であっても安心して子供たちを遊ばせることができる公園、立派な遊具がある公園というものが欲しいという御意見、またゆっくりとした時間を過ごすことができる図書館が欲しいという意見、また防災時の空きスペースとして残しておいてほしいといった意見などもありました。反対に、工場倉庫や住宅についてはこの地ではやめてほしいという意見もございました。

これらの意見を踏まえながら、安心・安全を基本とした内容となりますよう、プロである設計事務所の目線なども加えながら今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 地元の意見をたくさん取り入れて検討していくということですがけれども、地域の方の要望ですね、それは地元の方と捉えますけれども、この跡地の活用は町全体の計画の中であると。町民の方が全てそこを利用することができるということだと思いますので、町全体の方の意見を拾い上げるというようなこと、いわゆるパブリックコメントですね、そのようなことは予定されているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。町全体の意見収集ということにつきましては、今後この基本設計、ワークショップが始まるまでに現在公開しまして、現在の提案内容等広く周知しながら御意見を頂戴するような形を現在進めてるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 全町に、町民の方に対して意見を求めるという形だと思うんですけど、いわゆるそれはいつ頃予定されるかということで、期限ですね。いつまで、いつ、何日頃までとか、あるいは周知する方法ですね。それからそれを意見収集して、どのように集約して、どう反映されていくのかというようなことはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。現在、基本設計を9月末に完成させる、そして令和5年1月末に実施設計を完成させるというスケジュールで進めておりまして、この基本設計のワークショップ等を7月に入りますと進めていくこととしておりますが、同時並行でホームページ等で周知しまして、それらについて意見をいただくような形で、また防災無線等で、告知放送等で周知しながら意見収集を求めていくということを考えております。スケジュール的にいいますと、この7月のワークショップの始まるまでというようなところを想定しております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 7月でいいんですか。4月言われたんかな。ちょっと聞こえにくかったんですけど、すみません。

それといわゆるホームページ等とあるんですけども、この神河町は高齢者の方が多いので、パソコンを操作するというのがなかなかしにくいという方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そんな方々、高齢者やから意見を聞かないというわけにいかないと思いますので、何らかの方法ですね、周知して、それを集約するということが必要だと思うんですけども、何かホームページ以外に、防災無線等ありますけれども、何かペーパーサイドでお知らせするとか、そんなことは考えておられませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。現在のところはホームページでの公開と、あるいは告知放送で周知する内容としましては、支庁舎でありますとか、本庁でありますとかいったところに見ただけのように公開しまして、それについて御意見いただくというような方法が考えられるかなと思うところでございます。

時期的には7月いっぱい程度を予定していきたいということを考えとります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 7月末、あと1か月少しだと思うんですけど、早急にしたいと思っています。

次、前回の一般質問でも提案いたしました、それらに付け加えて公園内の必要な箇所に小型スピーカーを設置しまして、平時、普通するときですね、あるいは非常時に活用してはどうかということです。平時では、昼間ですね、時報の代わりにスピーカーの周り四、五メートルの範囲で聞こえる、ほんの小さな声でいいですので、小さな音量で1分間ほど小鳥のさえずりとか、それからこの神河町にふさわしいような音楽とか、爽やかな音楽とか、それを流して、利用者の方が、ああ、今は何時頃だなということが分かるような時刻を知らせて、必要なときには案内放送などを流して利便性を高めるものだと思うのですが、もう一つ、ウォーキングなどをしている人にとっても時刻が分かるということ、この音楽が流れてきたらもうお昼前の11時だとか、夕方になれば、ああ、もう5時頃だとか分かれば利便性が高まるんじゃないかと思っています。

また、非常時には音量を大きくして、避難誘導の放送などにも役立てることができるんじゃないかと思っております。

音響システムそのものはそんなに高額なものではないとは思いますが、その経費は少なくして利用者への効果は大きいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。御質問の内容でございます。

施設内のスピーカー、小型スピーカーを設置したらどうかという御意見でございます。これから検討、開催していきますワークショップの中でも、この必要性等につきまして今おっしゃっていただいたような内容も検討しながらぜひ対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

それと先ほどの広く意見をお聞きするというのですが、これはパブリックコメントといった条例化したものではございませんで、あくまで広く意見を聞くという形で実施するというものですので、御了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。たくさんの方にできるだけ有意義な意見が集まるようにいろいろと工夫していただければと思います。

そして使いやすい公園の設備を、いろいろと意見があると思っておりますので、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

次に、同じように施設の中ですけども、ジョギングコースとかウォーキングコースを色分けして設置すること前回質問しましたけども、ともにそのコースの幅ですね、それはよく使っている方、専門的な立場にある人から聞いた話ですけども、4メートルは必要だということです。といいますのは、2人が並んで歩いたり走ったりしているときに安全に擦れ違いができるとか、後ろから追越しができるとか、そういうことを考えれば4

メートルの道幅は必要だということですが、これはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

この旧粟賀小学校跡地活用につきまして、これまでもいろいろと御提案もいただいております。全体ワークショップの中でもこのいただきました内容について御説明なりさせていただくこととしております。

今後、あの敷地におけます開発面積等、また詳細な設計進めていく段階で施設整備予算額との調整でありますとか、ワークショップによります地域意向の反映も含めて総合的に決定していくこととなる予定です。

現時点で4メートル幅のジョギング、ウォーキングコースの整備について確約することはできませんけれども、今後、設計事業者さん、経験豊富な事業者さんですので、御意見もお伺いしながら、また地元検討会の中にも提案しながら検討していくということで御了承いただきたいと思っております。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろんな人が利用できる公園として、この神河町が誇れる施設を整えていただきたいと思っております。

他町からも神河町に行けばこういう使いやすい立派な公園があると、ぜひ遊びに行こうと、何回でも行こうというような声が出るような、いわゆる神河町の公園が好きやと思われるようなそういう施設を計画していただきたいと思っております。そうすれば神河町が交流の一つの拠点となって、また人流も流れると、多くなると思っておりますので、ぜひともお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。接客対応レベルアップの状況についてお伺いします。

過日の民生福祉常任委員会で住民生活課から報告がありました課運営目標管理シートの中で、親しみのある役所づくりの項目では、目標として、役所は入りにくいというイメージを払拭するとありました。達成基準がお気づき箱へのクレーム投書ゼロというものでしたが、令和3年度の報告ですから、実績として年間通してクレーム投書はなかったとのことで、これは喜ばしいことだと思います。このクレーム投書ゼロの効果は、どのような接客姿勢で臨まれた結果なのか、お伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、接客対応に係る御質問についてお答えをさせていただきます。

日頃から接客については、住民目線で、専門用語の使用はできるだけ避け、また簡潔で分かりやすい説明を心がけるように町長からも指示を受けているところでございます。住民生活課には町内外から不特定多数の来庁者があります。また、電話等での問合せ

もよくいただきます。若い方もおられればお年寄りの方もおられます。御自身の用件をよく理解といたしますか、把握されないまま、取りあえず役場へ行って聞けばといったような方もございます。この方は何を尋ねられているのか、求められているものは何か、そういったこと、相手の話をよく聞いて、事務的な応答にはならないように、相手に合わせて、時には田舎言葉といたしますか、決してなれなれしくするという事ではないんですけども、親しみのある話し方がいい場合もあるでしょうし、そういったことを課の打合せや職員との個人面談を通じて意識をするように話をしております。

課の職員につきましても自身の業務目標に気持ちのよい接客を心がけるであるとか声の大きさや話すスピードを相手に合わせるといったことを掲げておりまして、そのような気持ちで行った窓口対応が、投書としてクレームはなかったと、そういう結果につながったというふうに考えております。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろいろなお気遣いの下にこういうクレームゼロという結果になったということですが、令和4年度の目標管理シートでも達成基準は令和3年度と同じでクレームゼロとありました。私は、目標が達成すれば次の目標をもう少し高く設定して、レベルをちょっとずつ上げていくというのがさらに親しみのある役所づくりにつながるのではないかと考えております。前年と同じ目標ではちょっと進歩がないように見えるのではないかと考えておりますけれども、例えばクレームがゼロになったのであれば、次は、よかったと言える投書が幾つあったか、その目標を1年間で50とか100とかいう設定をする。その50とか100のよかった意見、あるいはSNSでいえばいいねという投書ありますけれども、そういう意見が集まるように工夫するなど一歩前進のある目標設定にすればどうかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。少し手前みそにはなるんですけども、ほんのここ1週間ほど前、次のようなお手紙を頂きました。この方、町内の方ではないんですけども、相続登記で必要な戸籍を郵便で請求されようとしておられまして、少し複雑な相続登記だったんですけども、そこで対応した職員に対してこういった手紙を頂いております。電話をいただいたんですけども、本日は電話で失礼をしました。何も分からず、あちこちに迷惑をかけながら前に進むしかない状態です。親切に対応していただいたので、心が軽くなりました。何の関係もない、この方、加東市の方だったんですけども、加東市民のために時間を割いてもらい、感謝しかありません。取りあえず、ここで職員の名前が入るんですけども、〇〇さんのあっぱれな対応ぶりに驚きつつ、頼りにしております。どうかよろしく願いいたしますと、このような手紙もちょうど頂いたところだったんですけども、住民の立場から考えますと、このような丁寧な対応とか自分が求めていたものに対して住民側からとって満足することができた、あるいは、満足

できなくても納得することができたと、そういう対応を役場がするのは、住民あるいは来庁者、問合せをされた方にとっては当たり前のことで、なかなかそういう評価をこういった意見や形として表されることは少ないように思うところでございます。

ただ、ありがとうという言葉はよくいただきますので、そういった言葉をたくさんいただけるように接客に努めたいというふうに考えております。

課の運営目標といたしましては昨年度と同様の形で掲げておりますが、普遍的といえますか、物事の本質は変わらないというところで、そういった目標としてあえて掲げることで、私をはじめ、職員としてしっかり意識を持つことを目的としております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。少しずつ改善をお願いしたいと思います。

そこで一つ、ちょっと含めておいていただきたいのは、クレームゼロであっても、その投書には書かない、意見には出さないけども、何か一つこういうことをしてほしいという思われる方もいらっしゃるということは、私なら含めて考えていくことも必要ではないかと思っております。

次、同じ目標の欄で住民目線で住民と接するとあります。これはとても大事なことだと思います。しかし、現在住民目線というより私は接客目線としたほうがいいのかなと思っております。町民の方の意見を聞いていますと、まだまだ改善の余地はあるとの意見も聞きます。例えば銀行が2つあって、受付だけに限ればどちらへ行くかはやはり接客姿勢のよいほうへお客さんは流れていくと。同じように役場が2つあれば、やはり接客姿勢のいい方向へ、よいほうへ町民の方は行かれるでしょうね。ただ、現在は一個しかありませんから、それは無理でしょうけども、町内の事業所の方で近隣の数か所の役場に絶えず行かれている方からの意見ですけれども、やはりその違いが分かるとおっしゃってました。町内に役場は一つしかありませんけれども、バーチャルのもう一つの役場と比較しながら、よい評価の出る接客方法を見つけていただけたらと思います。例えば時には野に咲く花の一輪でも受付カウンターにさりげなく飾るとか、町長室でも時には花瓶に季節の花があるとか、挿してあるとかいうようなことで、来られた方に心の潤いを感じさせるものと思います。昔の役場なら堅いところで行きにくいというイメージがあったんですけど、最近はかなり住民生活課の受付も雰囲気が変わってきまして、行っても気持ちのよい環境整理がされておりますので、そういうところこれから先どのように取り組まれるか、お伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。小島議員おっしゃるように、住民といいますか、役場を訪れる方については役場は選べないんだということで、かねてからそういったことも意識をするようにということで、役場内でもそういう共通認識

を持つようにということで周知もしているというところでございます。接客だけではなくて、カウンター周りのそういった住民の方が気持ちのよい、あるいは心が和むといったそういった工夫も当然必要かというふうに考えております。

その上で、対応につきましては、まずは住民の話をしっかり聞くと、これが一番大事かと思っております。求められている内容を確認をして、そしてその内容がこちらの理解と言われたことが合ってるのかどうか、それが正しいのかどうかということをしかり確認した上で来庁者との対話を進めていきたいというふうに考えとります。

ただ、期待されることが対応できないと、そういった場合もありますので、そういった場合は丁寧にその理由を説明して納得していただくように努めたいというふうに思います。

こちらの思い込み、あるいは確認不足で住民に迷惑をかけることがないように、会話のキャッチボールを心がけたいというふうに考えます。

住民生活課につきましては、役場の窓口という意味で特に課員は意識をしておりますけども、これは何も住民生活課に限った話ではございません。この意識を役場全体で共有できるように管理職会議等でも広げていきたいというふうに考えております。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろいろと御配慮いただいて、ありがとうございます。

私もほかの町の役場に時々行くんですけども、玄関入ったとき、ところには大体住民課ですね、住民的な相談が多いというのは。その役場の玄関一步入ったときの雰囲気ですね、それから入りやすさ、ああ、あそこのカウンターに行きやすいというようなことですね、そういう環境をどうつくり上げていくかというようなこと何かお考えがありましたらお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。まさに議員がおっしゃるように、課の目標として親しみのある役所づくり、一般的にうちの役場がどうというわけではないんですけど、役所というところは入りにくいという言葉在世間一般的によく聞かれますけども、私としてはそういったことを払拭したいという意味でこの目標を掲げております。来庁された方がありましたら積極的にこちらから声をかけるであるとか、まずは挨拶ですね、それが一番基本かなというふうに思います。そういった声かけをすることによって来られた方が、どういうんですか、自分の用件についてどこの課へ行けばよいのかであるとか、尋ねやすくなるのか、そういったことにつながってくると思いますので、そういった点意識しながら接客に努めたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 私は、何年か前と比べてここに来る機会が多くなりました。



たので、役場の受付カウンターのところですね、行く機会があるんですけども、前とは違って雰囲気が大分よくなってきたように思います。その環境整備ですね。カウンターの様子とか。今はコロナの影響でビニールシートがずらっと張ってありますけれども、あっても何か入りやすいとか、それからその窓口にずっと入ったときに受付の近くにおられる職員の方が何でしょうかとか、すぐに対応していただける。それ非常に気持ちがいいです、すぐに対応していただけるのがね。そういうことで特に受付カウンターの近くにおられる職員の方大変でしょうけども、そんな感じで対応を進めていただけたらと思います。どうもありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。小学校のバス通学費補助の範囲についてお尋ねします。

遠距離通学の小学校児童についてバス通学の補助が出るようになりましたが、同じ区内で、片方の児童は補助が出て、もう片方の児童は補助なしの実費でバス通学をしているという地区があると聞きました。同じ地区の子が同じバスに乗って通学しているところ。距離による線引きの内、外、これはいわゆる学校から一定の距離でそこに線を引いた場合、学校に近いほうが内側、遠いほうが外側とした場合、内、外で同じ区内でも差が出る場合がありますけれども、子供たちは同じ地区の子供だということで、このような場合、特例としての対応を何か考えることはできないものなのでしょうかということです。対策をどう考えておられますかということをお伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。私のほうから、ただいま御質問いただきました小島議員のほうに回答をさせていただきたいと思っております。

3月議会で、文部科学省が示す学校適正配置に係る基準に従い4キロを基準として、徒歩通学からバス通学を選択できることを追加し、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正いたしました。

より安全な長距離通学への対応策として検討や協議を重ねてまいって、適切な、適正なものとして条例改正をいたしました。

これまでは区単位により通学方法を決定してきたところでございますけども、このたびの改正については、4キロを超える遠距離徒歩通学の安心・安全、身体的な負担軽減を図るため、範囲を特定し、それぞれの意思により徒歩かバス通が選択できるようにいたしました。

その結果、同じ区でも4キロ以内の区域で対象から外れる家庭が出てくる場合がございますが、バス通学への変更は、おおむね4キロ以上の児童を対象としております。

しかし、今後の社会情勢の変化等に応じて、見直し等も検討していく考えです。ただ、区全体を対象とすることにより生じる通学距離の差、隣接する区との関係、乗車人数の増、停留所等の課題が多くありますので、慎重に対応していきたいと考えております。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） これ通学距離というのは、非常に微妙な問題で、もう1メートルでも違っておれば対象外、対象内とか、そういう分けができる線だと思うんですけども、今後、社会状況の変化に応じてということありますけど、例えば社会状況、どのような変化を見込まれているか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。今の今回の改正につきましても徒歩通学が遠距離になるほど、少子化が進みますとどうしても最後、1人で帰る距離が長くなってしまいます。1人が多くなりますので、構成人数が昔、私たちの時代でしたら登校班10人ぐらいあるいは15人ぐらいいたのが、今は五、六名であるとか、だんだんその単位が小さくなってまいりますので、単位が小さくなればなるほど最後は1人、最後は1人になるんですが、その1人になる距離が長くなるとか、時間が長くなるとか、そういうこともございます。

そういう社会の変化に応じて、もう一つは、不審者対応といいますか、昔に比べますとやっぱり不審者の心配もございまして、声かけ事案とか、そういうことも増えておりますので、そういう社会情勢なども見ながら今回は安心・安全も踏まえて改正を行ったところでございます。それから長距離というのはございますけども、今後またそういうことも起こり得るかなと。

それから議員おっしゃったように、個々の子供たちの状況もそれぞれありますので、そういうことも勘案しながら、しかし、総合的に考えなければならない問題ですので、そういうことに応じて考えて、検討は今後も重ねていきたいなと、このように思っているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろんな状況が考えられると思うんですけども、ここで現実に私が聞いた話では、該当地区ではバス通学の補助対象とならない子、学校に近いほうの子ですね、その子供が1人か2人か、非常に少人数であるというふうには聞いております。その場合、この課題が多くあるということで、いわゆる隣接する区との関係もありますでしょうし、人数のこと、停留所のこと等課題が多くあるとありますけれども、その課題が解決されて、考えていって支障がなければ、今1人、2人の子供を対象の中に入れて、対象になることを含めて補助をしていくというような方向になりませんかというようなことをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。ただいま御質問いただいている点については、本当に前の総務文教常任委員会とか等々で3月議会でもいろいろと御質問いただいたり、御検討いただいたんですが、私どもこの改正について起案する段階から、悩ましいといえますか、本当に心を痛めてきたところでございます。線を引くというこ

とは、先ほどおっしゃっておいりましたように線の内に入るか、外に入るかというのは必ず出てまいります。それは何キロにしようと、何メートルにしようと、何センチにしようと出てまいります。非常に悩ましい問題でございますし、今度の何区か4キロの対象になった区がございます。その中でもおっしゃってるような問題といいますか、起こっておりますし、今おっしゃってる該当の区では1件、そのこと、ちょっと内側に入ってくるということが起こりました。本当はみんなの子供たちに全部補助できればそれにこしたことはございませんが、1人を認めると2人を認める、3人。もう結局全員を認めることとなります。何で認めへんのやと言われても、非常に私も申し訳ないことで、もう本当に心を痛めておるんですが、御説明も申し上げたり等はさせていただいて実施させていただいておりますが、すぐにそういうことが判明してという、何とか手だてをということは今の段階では、現在ではちょっと難しいというのが正直なところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、今後について、今回これで実施させていただいたんですが、いろんな課題が出てくるのは当然かと思いますので、検討はしていく所存でございますが、ちょっとすぐにはということにはならないと、難しいというのは正直なところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 大変悩ましい質問して申し訳ないですけども、こういうことについて地元の方は非常に敏感なんですね。ということで、あそこの地区がそうだったらうちも違うかというのも、もう今言われたとおりどんどん輪が広がって行って、結局は近くの500メートルの家の子でもバス通学とかなるような結果にはなってしまうんじゃないかということですが、そこまでいなくても現在ある課題を善処していただきまして、住みやすいまちづくりのために一步でも前向きに捉えていただければと思います。そうすることが子供たちを大事にするということにもつながってくるのかなと思うんですね。親から見れば通学のバス代なんか出さなあかんとかいう、そういう経済的な観点もありますけれども、子供から見ればみんな一緒に通学できるというようなことですね、安心して通学できる状況ですね、考えていただければというふうに思います。

そのことお願いしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日6月22日午前9時再開とします。

本日はこれで延会とします。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時 1 6 分延会

---